

第百四十二回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十四号

平成十年三月十七日(火曜日)

午後六時三十五分開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君 理事 衛藤征士郎君

理事 坂井 隆憲君 理事 浜田 靖一君

理事 池田 元久君 理事 北橋 健治君

理事 石井 啓一君 理事 谷口 隆義君

今村 雅弘君 岩永 峯一君

大石 秀政君 鴨下 一郎君

河井 克行君 桜田 義孝君

杉浦 正健君 砂田 圭佑君

中野 正志君 根本 匠君

宮路 和明君 村井 仁君

吉田六左門君 渡辺 具能君

渡辺 博道君 渡辺 喜美君

上田 清司君 北脇 保之君

末松 義規君 中川 正春君

日野 市朗君 藤田 幸久君

河合 正智君 富田 茂之君

並木 正芳君 小池百合子君

鈴木 淑夫君 西田 猛君

佐々木憲昭君 佐々木陸海君

濱田 健一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 松永 光君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房総務審議官 溝口善兵衛君

大蔵省主計局次長 藤井 秀人君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省關稅局長 齋藤 徹郎君

委員外の出席者

大蔵省証券局長 長野 彪士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省銀行局保険部長 福田 誠君

大蔵省國際金融局長 黒田 東彦君

國稅庁次長 松橋 晴雄君

國稅庁課稅部長 乾 文男君

通商産業省通商政策局經濟協力部長 伊沢 正君

地域協力課長 小野 伸一君

中小企業庁長官官房調査課長 寺坂 信昭君

中小企業庁計画部金融課長 桑原 隆広君

自治省稅務局企畫課長 松下 康雄君

参考人 (日本銀行總裁) 藤井 保憲君

大蔵委員會專門員 大蔵委員會專門員

委員の異動

三月十七日

辭任

赤松 正雄君

補欠選任

富田 茂之君

同日

辭任

富田 茂之君

補欠選任

赤松 正雄君

三月十二日

所得稅の恒久減稅實施に關する請願(佐々木憲昭君紹介(第六〇七号))

同(佐々木陸海君紹介(第六〇八号))

同(春名典章君紹介(第六〇九号))

同(矢島恒夫君紹介(第六一〇号))

消費稅率の引き下げ、恒久減稅實施に關する請

願(佐々木憲昭君紹介(第六一一号))は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に關する件

平成十年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

法人稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

電子計算機を使用して作成する國稅關係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提出第一〇号)

○村上委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、平成十年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案及び關稅定率法等の一部を改正する法律案の兩案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣松永光君。

平成十年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案

關稅定率法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○松永國務大臣 ただいま議題となりました平成十年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案及び關稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその

内容を御説明申し上げます。

まず、平成十年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十年度予算につきましては、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行いつつ、限られた財源を重点的、効率的に配分したことにより、前年度当初予算に対して一般歳出について五千七百五十億円、一・三%の縮減を達成するとともに、公債減額一兆千五百億円を実現するなど、財政構造改革のさらなる一歩を進めたところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から三千四百億円減額したものの、引き続き平成十年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政事情のもと、平成十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の發行の特例に関する措置及び厚生保險特別會計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十年度の一般會計の歳出の財源に充てるため、財政法第四條第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範圍内で公債を發行することができること等としております。

第二に、平成十年度における一般會計からの厚生保險特別會計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、七千億円を控除した金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保險事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千億円及びその運用収入相

当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、関税率等の改正であります。

金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引き下げ等を行うこととしております。

第二は、暫定関税率の適用期限の延長であります。

平成十年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を延長することとしております。

第三は、関税の還付制度の適用期限の延長であります。

平成十年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度について、その適用期限を延長することとしております。

第四は、沖縄振興策であります。

自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため所要の改正を行うこととしております。

第五は、税関手続の簡素化等であります。

保税地域の許可を受けている法人が合併により解散した場合において、合併後の新法人が当該保税地域の許可を承継できることとする等、税関手続の簡素化等のため所要の改正を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

の内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

面案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁松下康雄君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。砂田圭佑君。

○砂田委員 自由民主党の砂田圭佑でございます。大蔵大臣、朝から予算委員会、引き続き大蔵委員会と大変お疲れでございましょう。御苦労さまでございまして。一問だけ伺って、後はしばらく休憩をとりたいと思っております。

ただいま大蔵大臣から提案理由の説明のありました公債法と関税法について質問をいたします。我が国の国家財政は、財政構造改革法をつくらなければならぬと財政状況が逼迫を来していることは事実であります。国全体で五百二十七兆円余の借金があり、その借金の半分は国債であります。しかも、二〇〇三年までには赤字国債の発行をゼロにするという財政法の規定があります。

一方、経済の状況は極めて厳しく不況の中にあって、政府の対策が渴望をされているところでございまして。政府の対策といたしまして、何らかの形で財政出動によって経済の活性化を図る以外に道はないのではないかと思います。

そこで、伺います。

先般の二兆円の減税についても、赤字国債を発行しなければならぬ状況でありました。この財

政構造改革と赤字国債の発行という矛盾した状況の中でいかに整合性を保つていくのか、難しい問題ではありますけれども、大蔵大臣にお伺いをいたします。

○松永国務大臣 お答えいたします。

我々の子や孫のことを考えると、財政構造改革の必要性、これは何ら変わるものではないというふうに思います。このことについては異論のないところだろうと思っております。

このため、昨年成立した財政構造改革法においては、財政構造改革の当面の目標の一つとして、特例公債発行額を年々縮減し、平成十五年度まで特例公債依存から脱却することを規定しているところであります。また同時に、経済金融情勢の変化に応じて臨機応変の措置を講じ、景気の回復を図ることも当然のことでありまして、平成十年

度予算においては、法人、土地等の減税等によって大幅な歳入の減収が見込まれる中で、特例公債減額についても三千四百億円の減額を達成したところであります。これは、現下の経済金融情勢を考慮すれば、財政構造改革法成立後初めての予算として、しかるべき減額を達成できたものと考えておるところであります。

十年度予算は財政健全化目標へのさらなる第一歩を踏み出したものとは言えますが、いずれにせよ、財政健全化目標は容易に達成され得るものではなく、今後とも、現下の諸課題に的確に対処しつつ財政構造改革を着実に推進してまいりたい、このように考えているところでございます。

○砂田委員 大臣、ありがとうございます。どうぞお休みください。

そのように大臣大変御苦労をいただいているところでございますけれども、それにもかかわらず、今後も依然として経済の状況に応じて緊急対策的に国債を発行する必要性に迫られることは、容易に想像のつくところであります。現在、国債は建設国債と特例国債すなわち赤字国債の二つに区分をされております。建設国債には資産の裏づけがあり、特例国債、赤字国債は歳入不足の穴埋めとい

う性格を持つていられるものでございます。いずれの国債も六十年の償還でありますから、将来の世代に借金を残すことには変わりありません。

それならば、国家の資金繰りとして、社会資本の建設にも景気対策にも即応できる柔軟な資金としての国債という考えから、建設、特例の区別を撤廃することが望ましいんではないかという気がいたします。もちろん厳密な政策的判断に基づいて、国債発行の歯止めがきかなくなったり、あるいは二〇〇三年度におけるGDP比率が三%以下に国債発行という財政法の目標を見失ったり、また公共事業優先につながるようなことのないように配慮することは当然であります。その上で、二つの国債の区分の廃止について政府の御見解を賜りたいと思っております。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕
○藤井政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、財政法第四条におきまして、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」という、いわば健全財政主義がうたわれているわけでございます。そして一方、その中でただし書きにございまして、世代間の負担の公平の観点から合理性があり得る場合、例外的に建設公債の発行が認められていっていることは御承知のところでございます。

財政の現状は、残念ながら、御承知のとおり赤字公債の発行を余儀なくされているわけでございましてけれども、だからといって、こうした財政法のいわば節度、原則を捨ててしまつてよいのかどうか。やはり財政運営の健全性の確保の観点からは意味がある規定であるというように私どもは考えております。

これは総理も予算委員会等でお答えいただいているわけでございますけれども、建設公債と特例公債の区別をなくすということにいたしますと、各年度の予算の収支じり、これを公債発行で賄うという安易な流れというものが考えられます。したがって、この点につきましては慎重であら

ねばならないと考えております。

なお、今般提出しております特例法案におきましても、特例公債につきましては、法案第二条第四項におきまして、それにつきましては「その速やかな減償に努めるものとする」。残念ながら、現在六十年償還ルールに特例公債よりざるを得ないわけでございますが、しかし、「その速やかな減償に努める」という努力規定が設けられているところでございます。

○砂田委員 それでは次に、関税法に關連してお伺いをいたします。

政府が、本法案の提案理由の説明のごとく、内外の経済状況の変化に対応して、関税率あるいは沖繩振興にとつて成果が上がることを我々は期待をするものであります。

関税法とは直接關係ありませんが、貿易業者の業務が円滑に進むためにも、かねてから要望をされてはいることではありますけれども、例えば輸出品は消費税を含んで仕入れをいたします。その仕入れた商品を海外に売り渡すわけでありまして、当然そこからは消費税分は価格の中に算入をされて還付を受けることに業者はなっております。

中小貿易業者にとつて、その消費税の立てかえ資金が、大變会社の資金繰りあるいは経営基盤に大きな影響をもたらすという不満がございます。何とかこの四回をもう少し短縮をしたり、あるいは輸出品の仕入れについては消費税を免税にするというようなことが望まれておりますが、この件について御所見を賜りたいと思ひます。

○尾原政府委員 お答えを申し上げます。輸出取引についての消費税の還付の課税期間をさらに短縮するべきではないかというお尋ねでございます。

消費税の課税期間でございますが、事業者の事務負担などに考慮いたしまして、所得税、法人税と合わせ原則一年というふうにしておるわけでございますが、消費税の持ちます預かり金格的性格にかんがみまして、また益税をできる限り発生させ

ないという考え方から、消費税の申告納付回数の方は原則年四回というふうになつてゐるわけでございます。

今輸出の還付のお話でございますが、恒常的に還付が生ずると認められる事業者の方につきましては、その金利負担に配慮いたしまして、課税期間を三ヶ月に短縮し年四回の申告が可能になる特例を設けてゐるわけでございます。これは、ただいま申し上げましたような申告納付制度とのバランスを考慮して、最大限の配慮を行った制度になつてゐるというのをひとつ御理解いただければというふうに思つてございします。

先生がおつしやられましたように、さらにこの課税期間を短縮するということになりますと、この年四回になつてゐます申告納付制度とのバランスをどう考えるかといった議論も必要になると考えられるところでございします。

○砂田委員 時間がなくなりましたが、最後に、大蔵省の皆さんに望みたいことを申し上げます。

日本は、明治以来、官吏が清廉にして無私であつた、そのことが今日の日本を築き上げる大きな一つの要素であつたことは間違ひのないところであります。しかるに、今日の日本の官吏の不祥事は目を覆ふものがあります。権力を持つ者に伴う義務と責任については、古くから言われてきたところでございます。

六世紀の聖徳太子の十七条の憲法には、官吏はみだりに人と飯を食ふという一節があります。そして訴訟については、訴える者、訴えられる者、その間に立つて公正な裁きをしろということがうたわれてゐます。組織に身を置く者の源流として、既に聖徳太子は六世紀にこのことを言つてゐるわけでありまして、歴史が培つた秩序を子供のときから学ばなかつたことが、今日の悲劇をもたらしつてゐると思ひます。

どうかひとつ、特に若い官僚の諸君には、その能力を高めて、そして自信と誇りを持つて、日本のために義務と責任の遂行をされることを強く望みます。

みたいと思ひます。

以上をもつて終わります。

○井奥委員長代理 次に、日野市朗君。

○日野委員 大蔵大臣までお見えになりませんか、先に日銀総裁に何点か質問をいたしたいと思ひます。

私とあなたとは、いろいろなところで席を同じやうすることはあつたのですが、余りいろいろとお話をする機会はありませんでした。きょうは、実はもつと厳しく迫らなければいけないと思つてゐたのですが、あなたは退職をされるというところで、後任の日銀総裁も内定をしたというふうにとつておられます。

そこで、もう既に総裁の座を去られるあなたに對して、少し酷かと思ひますけれども、やはり今まで日銀の総裁としてその責めを負つてこられたわけでありまして、少し失礼にわたる点があるかもしれませんが、そこはお許しをいたしたい。あなたが日銀総裁になつて、そして日銀の職員、モラルというものをどのように考えておられたか。このような不祥事が出てくる、しかも司法の場、日銀がさらされるということについて、そのような事態は予想しておられたかどうか、今までの日銀総裁としての在任期間、どのような考えを保持しておられたか。

○松下参考人 私は、日本銀行に在職して以来はまだ三年有余でございますけれども、かつて大蔵省に在勤しておりました当時、日本銀行の諸君とはいろいろとお話し合ひをしたこともございします。その当時、総じてこの日銀の職員の方々は生活態度が堅実であると申しますか、そういう風潮の中で職務に尽くしてゐるという印象を持つておりました。そして、三年余り前に日銀総裁に就任をいたしましたから、そういう頭を前提といたしまして行内の状況を見ていたのでございします。

私が総裁としてむしろ考えておりましたことは、日銀の職員が、自分たちだけで内部に閉じこもつて、外の世界をよく見るあるいは外の世界に

いる方々との接觸を通じて、金融、経済というものの對する生きた知識を吸収するということを怠るのはいかぬが、むしろ外部とのそういう意味での意見交換、情報交換というのは進んで行つてこそ中央銀行職員としての資格が高まるというふうには基本的には考えまして、ただ、もうその以前に、私も大蔵省時代に、例えば公費天国でございしますとか、いろいろ過剰な接待というものについての経験もございしますので、全体としての交際、節度を保つようというところは折に触れて申してきつたりでございします。しかしながら、日銀の組織として、例えば外部との会食をやつてはいけないとか、そういう意味で禁止をするということはなしに、各人の自覺にまつということを進めてきたわけでございします。

そういったことから、私も、最近になりまして、いろいろな私どもの職員に關します外部との過剰な交際というものが報道されるようになりまして以後、大變気がつくのがおくれたという御指摘があればそのとおりでございしますけれども、これは一度、内部におきます職員の外取引先金融機関などとの間のつき合ひの状況というもの全部調べてみる必要があるのではないかとこのことで調査を始めまして、その調査は現在も進行中でございます。

ただ、その間に今回の逮捕者を出すという不祥事が生じまして、まことに申しわけないと思つてゐるのでございしますけれども、現状は私もそういうことで、これまでの行き方、何かに重大な欠陥があつたのではなからうか、早くその根底をつかまえて、そして二度と起こらないような徹底した対策を立てねばならないという気持ちで、現在現場の調査をやり、また機構の改革等いろいろ工夫をしてゐる段階でございします。

○日野委員 今総裁は、モラルについては各人の自覺にまつ、このようなお話をされました。もちろん、そういう面は非常に大事でございします。しかし、組織には組織としてのモラルがあり、それを統制し、指導し、監督をする、そういう組織が

きちんとあるわけでございますね。私は、私の感想を言わせていただくならば、日銀の腐敗という、あえて腐敗という言葉を使わせていただきますが、これはひとり吉沢保幸課長の腐敗ではないというふうに見ざるを得ないと思いますね。

実は、私もいろいろなところで日銀のその内情等についていろいろ知る機会がありました。それから、銀行とのいろいろなつき合いについて知る機会もありました。その中で、私の感想を今申し上げれば、これは総裁が言われるように、決して清廉でも何でもなかったというふうに私考えております。私は司法の関連でいろいろ仕事をしてきた経験がございますので、裁判所とか検察庁、そういったところと対比してみると、これはやはり組織としての緩み、これがあつたと言わざるを得ないというふうに私感じております。

特にこの吉沢課長、この人に関して問題となっている事柄、そういったものをマスコミ等で情報を得るわけですが、中には、例えば審査資料を漏らすとか、日銀貸し出しに関する情報であるとか、市場金利の誘導の情報であるとか、こんなものは絶対に漏らしてはならない情報でありますよ。現在は嫌疑の段階であります、もし吉沢課長が漏らしたとすれば、これは絶対に許せない。金融の世界で、これは絶対に許してはならない事柄であります。私は、そういう点から、今度の日銀の腐敗、その一角があらわれたということについて、非常に厳しく見ざるを得ないと思っておりますね。

今、調査を進めておられる、こうおっしゃいました。その調査の途中でこういう逮捕者が出たというふうにもおっしゃったのですが、この調査は現在どの程度まで進んでおりますか。私は、これはほとんど進めなくちゃいけない、スピードアップして進めなくちゃいけないと思います。これは、まだ何日か総裁としての任期が残っているわけですから、おやめになるまで残っておるわけですが、どのようにお考えになりますか。そして、これは後任の総裁にしっかりと引き継ぐべき事項である

と思ひますが、いかがでしょう。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○松下参考人 ただいま御指摘のとおり、かりそめにも接待の見返りとして情報提供を漏れいするとか、あるいは何らかの便宜供与を与えるといったようなことは、銀行の規律という観点から以前の問題でありまして、私どもも絶対に許してはならないことであると思っております。私どもとしても、これまでの組織を反省し、組織的にもそういったことが起こらないような体制の整備を図っていくことが極めて重要であると考えているところでございまして、その準備の一つの段階として、各職場における調査を行っているところでございます。

この調査のやり方は、私どもの役員と、それから管理職の職員全員、約六百名でございまして、取引先金融機関と関係者との間で会食その他の交際の内容につきましまして、本人の申告を求め、これをその職場職場ごとの上司がヒアリングをいたしまして内容の確認をしていく、そういう方法をとっているわけでございます。

職場の上司がその話を聞くというのは不徹底ではないか、本当に突つ込んだ調査ができるのかという御疑問もあらうかと思ひますけれども、私どもの考えとしては、やはりいろいろな業務がございまして、職場によりまして、その業務の内容が異なりますとか、それから外部との交際の通常の形といったようなものはさまざまでございますので、そういったものに詳細一番通じております。まず一番内容的に確かなものになるであろうという考えでございます。

この第一次のヒアリングの調査が今大体聞き終わった段階でございまして、今後これを内容をまとめて整理をいたしまして、その中から、これはさらにより詳細な調査を行う必要があると思われるものを抽出するように考えております。そして、このより詳細な調査を行います場合に

は、例えば調査者も当然別の人物にいたしますし、また、これが本当に公正に行われますように、外部の法律の専門家、例えば適当な、弁護士の方々にもお助けをいただいで、そういったお力もかりながらきちんとした調査を行いたい、そう思っているわけでございます。

私どもは、調査のめどをいたしましたし、これまでもおおむね今月中にその第一次の調査とこれについての整理を終えまして、その後第二段階の次のより詳細な調査の段階に移行しようというふうに考えておりました。これはやはりきつちりした調査を行いますためには、例えば場合によつては相手方の事情も聞き取らなければならない場合も出てまいりましようし、いろいろと内容の確認等にも時間がかかるかというのを考えまして、その第二次調査にもある程度の時間が必要だと思つてきたわけでございまして、御指摘にもありましたように、今回のような不祥事件が生じてまいりますと、これに余りに時間をかけ過ぎる時期を失するということではぐあいが悪いと思ひますので、私も、この調査全体を促進するように、進捗を速めて結論を導き出すように、これはまだ数日間の残任期間がございまして、その中でよく行内に徹底をしてみたい、さように思っております。

○日野委員 大蔵大臣、今、日銀総裁といういろいろお話をしておりました。そして、まことに日銀の公平性、これを疑わせるような事実が摘発をされて、私はそれに非常に強い遺憾の意を表明していただいております。

私は、この日銀の問題と同時に、大蔵省にもこのことは言わなくちゃいかぬのだ。もう大蔵省の問題としては、国会で議論をされるようになってからかなり久しいものですから、若干新鮮味が欠けるような感じがするのですが、私は大蔵省もかなり腐敗をしているのではないかと、こう思っているのです。これを私はぜひとも日銀にも大蔵省にもきちんと正してもらわなければならない。私は、実は怖いのです。非常に今怖い。この国

会で、大蔵委員会に身を置き、またいろいろ財政の問題、金融の問題、このことについていろいろ話している身として、私は今怖いのです。

もうこの四月から外為自由化になりますね。こで一体何が起こってくるのか、こういうことを考えてみますと、これから、今、日本は経済大国だといひ、一千二百兆の個人資産を持つていていい、外貨準備高もあるという。しかし、この外為の自由化、そしてこれから進んでいくビッグバン、この中できちんとした取り取りが行われないうとするならば、日本の経済というものが非常に脆弱なものになっていく可能性、こういったものを予測するシナリオの中に入れておかなければならない。

私は、為替自由化になったからかなりの資産というものは海外に流出していくであろうという予測も立てざるを得ないですね。一千二百兆円あるといつても、そのうちの大体七〇％ぐらいは五十万人前後の人が持っている、こう言われているわけですね。その人たちがもつと有利な利殖先を求めて、海外に出るということも予測しなくては行けません。そうしたら、どんな事態が起きるでしょう。銀行のところで、今貸し流りだ、貸し流りだといひ、中小企業なんかには特にお金が出ないという事態が憂慮をされておる。しかし、ここでほとんど外国にこういった資産が流出していったら、これは貸し流りなんてものではないです。我々は、一九三〇年、金の自由化ということで手ひどい目に遭つた。日本の経済は手ひどい目に遭つた。そういう経験も持っているわけですね。こういう事態を我々は予測しながら、これにいかに対応していくか、そのことを考えなくては行かぬのです。

そういうことを考えた場合、やはり大蔵省、日銀、しっかりと仕事をしてもらわなくては行かぬのです。しかし、現状はどうですか。大蔵省も元気をなくしている、日銀も浮き足立っている、こういう状況ではありませんか。これをすぐに正して、しっかりと仕事を大蔵省も日銀もしても

らわなくてはいかぬのです。大蔵大臣、日銀総裁、どうです、感想を一言述べてください。

○松永国務大臣 委員御指摘のとおり、大蔵省のなすべき仕事、非常に範囲も広いし、難しい問題を抱えておるわけでして、このときに、しっかりと財政運営、経済政策、そしてそれに加えて、今委員御指摘の為替自由化にどう対応していくか、あるいは金融ビッグバンにどう対応していくか、とにかく難しい課題が山積しております。こういうときこそ、大蔵省一体となつて、国家国民のために正しい選択をしながら汗を流して働いていかなければならぬという大事なときでございます。

そういうときに大蔵省の大変な不祥事が起こつたわけであります、そのことが発火点となつて、今世間では大蔵省の状況に実はあるわけですが、我々としては、厳しく反省しながら内部調査をスピーディーにかつ厳正にやつて、そして問題ある人についての処分もきちつとやつて、大蔵省の元氣を取り戻す。これを早くしないと、元氣がない状態では、知恵を出しながら一生懸命になつてやつていくことが難しいかもしれません。そういう大変なときが今だ、私はそう認識しておるわけでございまして、その難しい局面における大臣として、微力ではありますが、全力を挙げて、次官以下全職員の一一致結束した支援を受けながら、職務に邁進しなければならぬ、こう思っているわけでありませう。

その前に、先ほど申し上げましたように、きれいな大蔵省をつくり上げていかなければならぬと思ふ。そして大蔵省に課せられた大変な仕事を立派にやり遂げていく、そういう動きをしななければならぬ、こういうふうにお思ひしております。そういう考え方で、これからもしっかりやしていきたいと思つておるでございます。

○松下参考人 私ども中央銀行は、一國の通貨の信用を支えるという責務を担つておるわけでございます。そういう自覚を持ちまして、通貨の信用に万全の強さを与えていくことが私どもの

目標でございますけれども、今回の不祥事のようなことで、万が一にも中央銀行に對します内外の信用が揺らぐようなことがあつて、市場に動揺を生じさせるといったことが起これば、それは取り返しのつかない問題でございます。私ももしましては、そういうことに絶対にならないように、組織の全力を挙げて信用の回復に努め、また適切な政策業務の運営を図つていかなければならないと思つております。

こういった観点から、私も、この事件の発生しました直後に、全職員に對しまして、電子メールを使いまして、引き続き各自の職務に整々と取り組むように、決して遺漏を生じないように指示をしたところでございます。

それからまた、市場に不測の事態が生じるようなことがありませんように、金融調節面からの対応を含めて万全を期する考えでございます。まず、そのような当面の動揺を絶対に起こさせないという努力とあわせて、今後、このような事業の再発を完全に防止させるような内部の体制と、それから業務運営方法の改善等を図っていくつもりで、現在その具体案がある程度はでき上つておりまして、この四月から実行に移せる、また、一部はまだ検討中という状態でございます。

○日野委員 実はもうビッグバンは始まつておるわけでございますね。私、このごろ非常に氣になつておるわけがあります。銀行が貸し渋りだなんて言つておるうちに、中小なんかはもう外銀から高い利息で金を借りておるわけだ。本当だったら、銀行は、じゃお金を貸しましよう、ただし利息は高くなりますよでも構わないわけなんです、しかし、銀行は全部横並びだ。新しい分野に展開したい、こういう意欲を欠いておる。やはりこれは大蔵や日銀の責任もあると思ふのです。そして、これから大きな企業というのは直接金融の方に走つていくでしょう。そうすれば、本当は、中小なんていうのは日本の銀行のいいお客さんになるはずなんです。それが今、外銀の方に走つておる。

こういう事態なんか見えていますと、大蔵省何をやつておるのだ、銀行何をやつておるのだ、これはもう戦う前から既に非常に不利な状況に日本の銀行なんかは立つておる、こう思ふのです。それは銀行のビヘービアにも問題はあります。しかし、大蔵、日銀、もつと力を入れてしっかりと政策を打ち出して、こういうことが必要なのです。そうでなければ、このビッグバン、これが具体的に目に見えてわつと進んできたときに、非常に寒心になえぬ。

私はここで一つ提案をしたい。

今失われているのは、大蔵省の政策であり、日銀の政策なんです。金利政策一つとつてみても、ああでもない、こうでもない、いろいろ言う。こういう政策に対する信頼性を失つておる。ところが、私はさつき総裁に、もつと調査を急げ、こつとお話した。総裁も、急ぎましよう、こういうことを私は知つておる。これももつと急ぐべきだ。そして、うみを完全に切り切らなさい。完全にうみを出し切りなさい。内部の自浄作用として出切る、これが私は必要だと思ふ。

ここに並んでいる大蔵省の面々を見れば、私もよく知つておる顔が随分並んでおるわけでありまして、こういう人たちの更迭をも含めた人事の異動をやれというところをお話しすれば、心は痛む。しかし、それはやらなくてはいかぬのです。調査を急いで、そして大胆に、更迭をも含めた人事の更迭をも含めた人事の異動をやられるようです。大蔵省も日銀も、みずからうみを出し切つて、清潔なメンバーで、清潔なスタッフで新しい仕事に取り組んでいく、この姿をぜひ見せてもらいたいと思ふ。大蔵大臣、いかがです。

○松永国務大臣 貴重なアドバイス、ありがとうございます。

私自身、ある程度焦りの氣持ちが出るぐらいに、実は官房長以下に急ぐように指示しておるところであります。急いで、そして内容のある内部調

査をまとめ上げて、やり遂げて、そして厳正な処分をして、新しい形で大蔵省の再出発をやり遂げたい、今委員のおっしゃつたようなことも十分参考にさせていただきますながら、そういうことをやり遂げたい、こう思つております。

○松下参考人 私どもの監督者責任につきまして、やはり一番重い責任を持っておりますのは、トップにいます私自身でございます。私自身は、この責任を痛感いたしまして職を辞するということになりましたが、加えて、事務当局としての東の立場にありますが、副総裁も、この事件に對します監督者責任というものを痛感いたしました、辞意を表明したところでございます。

私が思いますのは、この案件に對しまして、まことに遺憾なことでございます。その実際の広がりがどの程度にまでなつておるものかということとは今後の調査にまつところがございますけれども、この責任のとり方といたしましては、一番上の二人が監督者責任をあわせてとるということでは、基本の点におきましては、私はこれで十分と申しませんけれども、とるべきものは一応とりました。そして今後におきましては、今度は個別の事案の内容が判明してまいります、または捜査の結果が進んでまいります、そういったものを見ながら、必要に応じて、それぞれの行員につきましても、また場合によりまして処分を行うこともあらうかと思ひますけれども、一番の根本のところはこれによつて終わらせていただく、この後、全行員が挙げて四月一日から発足をす新日銀法のもとでの新しい日銀づくりということに前向きに結果をして頑張つていけるような、そういう下地をつくつていきたいのでございます。

その点から申しますと、きょうちよつと新聞に出ておりました理事の全員も退任というのは、これはちよつと私から見ますと、そういう趣旨でいかげんものかという氣持ちもいたしております。ただ、その点はもちろん新総裁以下の新陣容が決めていくことでございますけれども、私といたし

ましては、この問題に対して早くけじめをつけて、前向きの方の努力に全員立ち上がってもらうように進めてまいりたい、そういうふうに思っております。

○日野委員 お二人とも、その問題の深刻さという点については、また御自分たちの責任ということ、それからその仕事の重要さというものは十分に認識しておられると思いますから、私はそういう前提に立つて申し上げたつもりであります。ぜひともちゃんと私の意のあるところ、これを受けとめていただきたいものだというふうに思います。

何しろ、我々は政治家であります。いろいろのことについて、いろいろの考え、勉強もし、多くの指針について我々も議論をいたします。しかし、皆さんは何といつてもその道の専門家であり、皆さんが果たすべき役割というものは非常に大きい。これは、皆さんが果たすのは単に大蔵省のためだけではありません。日銀のためだけでもありません。今非常に苦しい状況に置かれていてこの日本という国家、これに対して果たすべき役割を果たせというのを私は申し上げたつもりであります。よく御考慮いただきますように。

総裁、お忙しいでしょうから、あと私の方はこれでよろしゅうございます。

では次に、法律に関する質疑をいたします。

この特例法、これと財政法との関係とか、そういった若干古典的な質問を私は今するつもりはございません。本日は問題意識を持つておりますが、するつもりはありません。

そこで、私は、特例公債というものについて、その基本的なところについて質問をいたしたいというふうに思います。

バブルが崩壊したのは大体平成四年、こう言われていたわけですが、その当時、既に国債残高は百兆円超であったわけでございますね。百兆円を超えていた。この点については、平成二年に財政審が、残高を増加させてはならないという答申を既にやっておられた。ところが、その後、

景気対策ということで、数次にわたって景気対策が打たれてまいりました。これは大体財界による要望というものが非常に強くて、財界の論理というのは、景気がよくなれば返せるのだから、特例公債を発行して景気対策をやりたいというものでございました。

それで、過去をちよつと振り返ってみて、そういった景気対策、そしてそこで発行された特例公債、それがどのように処理されてきたのか、ちよつと伺います。数次にわたることで恐縮でございますが、それについてひとつ御説明をいただきたい。

○溝口政府委員 御指摘のように平成四年度から総合経済対策というのが実施されておりました。七年九月までに七本の総合対策を打っておりまして、この七本合計いたしますと、事業規模にいたしまして約六十六兆円でございます。

当時は、平成四年度から五年度、六年度と成長率が一%を切るというような経済状況がございました。他方、国際収支は非常に黒字でございました。その過程で円高が急速に進みまして、円高による影響を各企業なども受けておりました。雇用状況も非常に悪くなるという事態がございました。

さらに、物価面におきましては、円高が進みまして、卸売物価などは前年比マイナスというような状況でございました。そういうのもろもろの経済情勢の中でこういう景気対策は実施されたわけでございます。これによりまして、こういう景気対策がなかりし場合と比べますれば、有効需要を拡大し、その分、企業収益でありますとか、あるいは雇用にも貢献をしたというふうに考えられるかと思ひます。

○日野委員 模範的な答案ということになりますかね。

しかし、トータルで見てください。大臣、平成四年から、その対策を始めてきているのですよ。そして、これは平成十年のものをやろうとしているわけですね。その間に、七次にわたって大体六十六兆だ、こうおっしゃいました。これは景気対

策としては、どうなんでしょうか、成功してきたのでしょうか。現在の景気はこのようなものであります。さらにまた大型の対策を打たなければならぬだろう。まさに砂漠にバケツで水をまいていけるような感じがいたしまして、私にはなかなか納得できないのです。

それを打った直後の指標がどうなっているか、これはちよつと脇に置きましょう。今それを出せと言つても、恐らくお出しにならないでしょう。出さないだろうというのには、それは整理するものも非常に大変だしという意味ですよ。決して溝口さんに悪意があつて出さないだろうと言っているのではないのです。出しにくいことは私もよくわかつていますから、それをトータルに見ましょう。

大臣、どうですか、これでよかったのでしょうか。その都度、もちろん言うまでもないことですが、特例公債は次から次へと出されてきて、六十六兆円にわたるものが出されてきた。そして、現在の日本の財政赤字、公債残高がどのくらいになるかということは今ここでも言うまいですね。このような状態ではないのですか。どうでしょう。大臣がお答えになりますか。どうなつても結構です。

ことでございまして、現実問題といたしまして、今先生がおっしゃいましたように、建設公債あるいは特例公債、それぞれ従前に比べて相当大きな残高になっているわけですが、ある意味では、財政制度審議会の報告にございますように、いわば緩衝材として景気の下支えをしたということは、一面では言えようかというふうに考えております。

○日野委員 私もそれはよくわかつています。す。よ。例えば住宅関係の減税であるとか、そういういろいろな景気対策が、ここまでは確かにきいたなというのには数々あつたわけでございます。私が今言っているのは、トータルに見てみましょうよということですね。

それで、結局一番の問題は、特例公債を発行して景気対策をやる、それから減税をやつて景気対策、そういうものの複合的にいろいろの対策は打たれていきます。しかし、その特例公債が発行されることによって景気がよくなつて、税収がふえて、特例公債は償還可能なんですという論理が当たっているのかどうか。いかがでしょう。これはトータルで見れば、私は当たつていないと見るを得ない。

それから、特例公債を償還していくというのは大変なことではございましょう。あのバブルの時期にあんなに税収が上がつて、では、その税収でどのくらいの特例公債を償還しましたか、ちよつと教えてください。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。

一つの試算としてお答えいたしますけれども、六十一年度から平成二年度までの間のいわば発射台といたしまして六十年度、これに對します税収増の累計は全体としては約六十四兆円弱でございます。

これがいわば具体的にどのような使途に使われたのかというのを大別いたしますと、まず特例公債の繰減が約二十一兆円強でございます。さらに地方交付税交付金の増、これは税収増のいわばね返りで当然交付税交付金がふえるわ

けでございしますが、この増が約十六兆円となっております。さらに国債費の増が十兆円ということでございます。したがって、この間、残高といたしまして約十二兆円程度、これが一般歳出の伸びにいわば使用されているということで、伸率で申し上げまして一・七％、極めて抑制をされたものとなっております。

さらに、あえて付言申し上げますと、この一般歳出十二兆円強の中には、例えば元年度に見られますように、年度内の増収を、過去に行つた特例的歳出削減措置の処理にも約四兆円強充當をしているところでございます。

そこで、先生御指摘の特例公債の早期償還につきましては、残念ながらまだ申し上げましたような数字の対応関係になっておりますので、国債費増十兆円のうち、特例公債の早期償還に充てられた分というのは七千億円強ということにとどまつておるわけでございまして、先生御指摘のとおり、特例公債の発行によりまして、その早期償還財源というものは、いわば今までの数字で見ると、現実問題としては、それを確保するのは極めて難しいということが言えるのではないかと思っております。

○日野委員 大蔵省も随分苦勞をして苦勞をして、いろいろな隠れ借金と言われるものをいっぱいつくつて、それで何とかやりくりをし、特例公債を出したくない、この一心でやつてきたのでしよう。私もその気持ちはよくわかるのです。どうですか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

特例公債は、先ほどもちよつと申し上げましたように、財政法の健全財政主義ということからいいますと、これはいわば特別立法によりまして初めて認められるということで、いわば例外中の例外という位置づけになっていくわけでございします。いわば将来世代に対する負担というものを考えますと、やはり私どもとしては、この例外中の例外たる特例公債の発行はできる限り避けるべきであるというように考えております。

ただ、先生がおっしゃいました、かつて私どもいろいろな特例措置というものを講じてきておるわけでございします。マスコミ等では隠れ借金というようなことも言われているわけでございしますが、私どももいたしましては、何でもかんでも特例措置を行うということではございせん。その場合にあつても、一つ一つの制度、そういうものをきちつと見まして、その安定的な運営が繰り延べ措置を講じてもお困り得るというようなものにつきては、特別立法によりまして特例措置を講じてきたということでございます。

なお、今後提出させていただいております特例公債法におきまして、厚生年金の繰り延べにつきては七千億円の減額ということをお願いいたしておるわけでございしますが、これもこの年金勘定の財政事情というものを十分に勘案いたしまして、繰り延べを行つても支障がないということとで今般お願ひをするというものでございします。

○日野委員 大変やりくりしに御苦勞をされておることはよく私も存じております。できれば特例公債なんというものはあつたくなかないものだと思つておられますので、苦しい胸中はよくわかりながら、やはり私は、こうやつて特例公債をふやしていく、これに反対です。

そもそも、こういう特例公債なんかふやしてその残高がどんどん増えていく、これは国の借金で、後世代へのツケ回しにもなることはもちろんです。しかし、それと同時に、私が怖いのは財政の硬直化です。これはもうちゃんとした政策を打とうにも打てない。私は、こういう財政を硬直化させていくということにはどうしても賛成できない。

それで、こういう特例公債、まあ建設公債についても余り出過ぎるわけはせんけれども、一応これは財政法上の根拠はあるわけですね。いいとは言いません。先ほどどなたか言われた、特例公債と言おうが建設公債と言おうが同じじゃないのという一面も、これはあります。ただ、先ほど

藤井さんが言われたような問題点もあるわけですが、私はそういう点から、公債をふやすというのは私の主義主張からいって本当は嫌なんです。それで、ちよつと伺ひましょう。

そもそも景気対策、景気を向上させようということについて、財政政策、金融政策はどの程度有効ですか。ちよつとつかい議論になつちやつて恐縮ですが。

○溝口政府委員 お尋ねは、財政金融政策が景気に対してどの程度有効かということでございます。景況の状況によつて効果は異なると思ひます。財政におきましては、大ざつぱに分けますと、歳出を拡大するという方法、あるいは減税を行つて、いわば個人、法人の可処分所得を増加することによつて需要を喚起するという方法でございしますが、これは平均的にはモデルなどで計算されておりますけれども、そのときの状況あるいは消費者のマインド、あるいは企業の先行きの見通し等いろいろな影響される面が多いと思ひます。

金融政策につきましても言はずもなでございしますが、これも金融の状況、経済の状況によりまして、金利の低下が余り影響をもたらさない場合もございしますし、区々でございまして、その時々で適切な組み合わせを判断していくべきものではないかというふうに考えております。

○日野委員 私はフランスの予算大臣のソーテールさんと最近朝飯を一緒に食ふ機会がありました。フランスが経済成長三％を達成したということで、誇らかに彼は語つておりました。

私はフランスのことをちよつと知つていたので、ほんのわずかですけれども、あそこで最大の悩みの何と云つても失業率でありまして、失業率がひよつとすると二〇％なんていうところまでいつている。そしてフランスでつた景気対策といふのは、私はこれは経済成長に非常に役に立つたかなと思ふのは、公共セクターで失業者を使うという政策を打ち出しました。これがやはりフランスの経済成長を高めた非常に大きな要因になつたのではないかと、私はこう思つておるのですよ。

たのではないかと、私はこう思つておるのですよ。まあ間違つておるかもしれません。しかし、私はこれはきいたな、こう思つておるな。

日本は今、大体三・七％の失業率ですか。こういった公的な資金が入つていく、公的なセクターで人を使う、こういうことの景気の盛り上げ効果というの、やはり失業率とかなり関連しているわけですね。日本で現在三・七％程度の失業率のところ、どうやつて特例公債なんかを出してこういう景気対策をやるの、いいの、かどう、私はちよつと疑問だと思つておるのです。もつとやるべきことは日本の経済に先行き明るさを見せること、これが今一番やるべきことだと私は思つておるのです。特例公債を出して景気を刺激するんですという言い方、これはもう使い古した、手あかのついた手法でございまして、ではこれで先行きみんな明るいと感ずるかといつたら、これは感じません。

今の日本の不景気というのはエコノミークライシスというよりはコンフィデンシャルクライシスだ、こういう指摘が強いのです。みんながもうすっかり自信喪失している。本来なら三％程度の成長をなし遂げるだけのポテンシャルは日本の経済にはあるということとはみんな言うのですよ。みんな、それは認める、こう言うのです。しかし、何か政策を打とうとすると、みんなで寄つてたかつて、この間まで日本の経済は世界一だなんて言つていた人たちが、もう日本の経済はだめだなんて言つておるんですからね。これは私はとても理解に苦しむ。その人たちが今までのことを言つてきたのか、その人たちの書いた本とか論文とか全部並べてみたらおもしろいことになるだろうなと思つたりしているのです。そこは少し私の勝手なおしゃべりだと思つておいてください。

私はやはり先行きにちやんとした明るさを見せていく、そういう政策がとられなければならぬと思ふ。こういうことに対して皆さんどうですか、賛成ですか。そうやつて手あかのついた手法を使うよりは、何か一つそこで知恵を出す、そのこと

が大事だと思ひますが、どうでしょう。
皆さんの意見を聞いて、大臣にひとつ、あと意見も伺いたいところですね。

○松永国務大臣 委員のおっしゃるとおり、今月よりも来月は少しくなる、そういう確信がわいてこない、私は消費は伸びないだろう。今月よりも来月はもっと悪くなる、さらにその次はもっと悪くなる、こういう状態では、いや応なしに消費は萎縮していくんじゃないでしょうか。

したがって、まず足元を固めて、そして来月はよくなる、再来月はもっとよくなる、こういう確信をみんなが持てるような状態にすることが景気をよくする上で一番大事なことはないか、こういうふうには私は思ひます。

○日野委員 皆さん、お金は持っているのですよね。結構持っている。それを使わないのです。

それで、そうやってお金がない、消費に回らないと言っていて、さっぱり物が売れない、売れ筋は在庫だけでございまして、さういふのは、これは本当に下手な落語の落ちを聞いているようなものでございまして、ここをいろいろ工夫するということとは私は必要なことだと思ひます。それはぜひとも知恵を出してもらいたい。特例公債なんか出そうというよりは、むしろそっちの方に何か知恵を出していくことが必要だと思ひますね。

私は、手あかのついた景気対策と先ほど言ひました。もう今は、公共事業でございまして、いって、土木に金を出したって、その乗数効果はだめなんです。減税はある程度乗数効果を示しますけれども、お金を使うとすれば、これからは私の注文になります、先に希望の持てるような場面、そういうところにもっと使っていくべきだ。

そういうものにはあるじゃないですか。例えば情報関連に投資をしていく、それから環境関連などというのはいさばらしい環境ビジネスのネットワークができていくので、これに金を使っていくということになれば、かなりの景気の刺激になっていくのだらうと思ひますよ。そして将来非常に有益な結果をもたらしていくのだらうというふうには私は思ひます。

いますね。

きょうの新聞を読んでいたら、研究用のスペースに金を使って日本の研究を促進する。いろいろな技術の研究とか科学的な研究を振興していく、どんどん進めていく、そのために研究用スペースに金を出すべきだということも言っている人がおりました、私もそのとおりだろうなというふうにも思つております。そうやって民間の投資を誘発するような方向にお金を使つていかなければいけないでしょうね。

何度か言ひますが、従来のような手あかのついた対策というよりは、そういう民間の投資を誘発していくような方向にぜひとも私はお金を使うなから使つてもらいたいと思う。大臣、どうですか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

今先生おっしゃいましたように、情報関連あるいは環境等のいわば民間投資を誘発する分野につきましても、予算措置というものは、これも極めて重要だと私も認識をいたしております。現に十年度予算、現在御審議いただいておりますわけでございしますが、この十年度予算におきましても、経済構造改革に資する分野等を初めといたしまして、重要施策に思ひ切つた重点化を図ることといたしております。

これも先生御承知かと思ひますけれども、十年度予算編成を始める前に、環境・科学技術・情報通信等経済構造改革特別調整措置というものを千五百億円設けたところでございまして、そして、この特別調整措置につきましても、予算編成の十二月の段階でございしますが、特に総理からの御指示もございまして、環境、科学技術、情報通信といった分野を中心として、省庁間の共同連携を重視しつつ、具体的には地球環境問題への対応あるいはゲノムの問題等々につきましても特に重点的、優先的に措置をしたということでもございまして、方向性としては私も十分に理解をしているというふうにも考えております。

橋本総理がコールさんに、長期政権の秘訣は、こゝう聞いたそうです。そのときのコールさんの回答は、新聞を見ないこととす。これはインサイドルポートでございしますが、日本の新聞の果たしている役割というのは非常に大きい。私は、マスメディアを一概に排斥しようとかおとしめようというのではない。要は、皆さん自信を持つて、信念を持ってやつてもらいたい。景気対策は景気対策だと言つてわつと騒ぎ立てるとマスメディアもそれを書く、それによつてする動かされるなよということをおしは言ひたいわけですね。

これもインサイドルポートだが、G7でアメリカが非難したのは日本だけではないはずで、ヨーロッパ先進各国全部やられた。しかし、日本だけがこんな騒ぎになるのはなぜか。私は、そこを非常に憤りを持って見ている。皆さんは、ひとつ省内をきちんと整理をし、そして自信を持って、確信を持ってみずからの信じることをやつてもらひたい。

○村上委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規でございます。きょうは、関税定率法の改正を初めとして、日本の経済及び金融が抱える問題の幾つかの点を指摘するとともに、議論をさせていただければと思ひます。

まず、関税定率法に關してなんですけれども、関税の役割として、国内産業の保護や税収確保といった役割もあるかと思ひますが、今後の関税の改正においては、経済のグローバル化なども踏まえて、日本の消費者の利益をもっともつと拡大していくことが、ある意味では産業基盤あるいは経済基盤を大きくすると思ひます。そういう意味で消費者サイドをもっと重視すべきではないかと思ひますが、その点について、まずお聞きをしたいと思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。

関税というのは、かつてというか、今まではずっと、農産物に代表されるように、国内の弱い産業

を保護するという機能があつたわけでありまして、現在もあるわけでありまして、同時にまた、関税収入増によつて税収が確保されるという効能があつたわけでありまして、昨今はやはり自由貿易の時代でございまして、そこで、消費者のための関税が低くなればそれだけ消費者に安い商品が届くようになる、こういうことでありますので、それを調和させながらやつていくのがこれからの関税政策であらうというふうにも思ひかけてございまして。

○末松委員 大臣の今のお言葉、私もまさしくそうだらうと思ひます。そういう意味で、もつともつと日本の消費者の利益を重視しながらぜひやつていただきたいと思ひます。

今の大臣のお言葉の中で、私も使つたのですが、国内産業の保護という言葉がございました。今、日本でも不況とか金融危機から端を発した貸し渋りとか非常に大変な状況になっております、特に中小企業が大変大きな悪影響を受けていて、本当に息も絶え絶えだということで、私も選挙区に帰つていろいろな方と話しますが、本当に想像を絶する厳しさがあると思ひます。

きょうは通産省の方も見えられていまして、思ひますが、通産省の方に、最近の中小企業の経営実態はいかなるものかというのをまずお聞きをしたいと思ひます。

○小野説明員 お答えいたします。

先生おっしゃいましたように、中小企業の景気動向は総じて現在低迷をしております、非常に厳しい状況にあるというふうにも認識をしております。

判断材料といたしましては、中小企業庁の方で四半期ごとに景況調査というのをとつておりますけれども、ことし一月公表の調査によりますと、業況の判断あるいは売り上げ、経常利益等D1でございましてけれども、総じて悪化傾向が続いております。

また、業種別に見ましても、非製造業、特に卸、小売、建設業等の悪化が進んでおります。また製

造業につきましては、従来比較的堅調でございましたけれども、昨年の後半、第三・四半期以降、悪化が続いております。

また、大企業と中小企業の生産指数を私どもとっておりますけれども、一月の速報を見ますと、平成二年を一〇〇として、中小企業が九三・四、大企業が一〇五・五ということになっておりまして、中小企業は弱含んでおります。したがって、大企業との生産水準に格差が見られるという数字になっておるかと思います。

それから、設備投資につきましては、九年度において、製造業で伸び率が鈍化しているというところでございます。三・五%という数字でございまして、それよりも、また下振れの可能性もございまして、それから商業についてはマイナス一・八%という見通しでございまして、大変低い数字になっております。

以上申し上げましたように、中小企業の景況は総じて低迷をしております、非常に厳しい状況にあるというふうに私どもとしても認識をしております。

〔委員長退席、浜田（靖）委員長代理着席〕
○末松委員 今の御説明なのですけれども、大企業とも格差がある。そういう意味で、ちよつとこれは突然の質問になりますけれども、その主な理由といえますか、その辺についてはどういふような認識をされておられますか。

○小野説明員 格差の原因といましては、従来大企業との格差として、特に輸出の水準が違つたということが顕著にあつたかと思ひます。輸出の水準が大企業の方が非常に好調でありましたときに、中小企業の方はさほど直接輸出に關与してないということ、どちらかという下請企業を中心とする製造業が余り調子がよくなかつたという部分、従来大企業との格差で見られた中で要因としては一番大きいものではなからうかというふうに考えております。

○末松委員 私、中小企業についていろいろと選挙区で聞いたとき、例えば先日中小企業の経

営者に聞いたのです。そうしたら彼は、結構人を雇つていて、零細企業も抱えているんだと。それで仕事がないのだけれども、ないと零細企業はまた干上がつてしまふ。逆に仕事をしようとする、今度はお金がもつて必要になる。そうすると、銀行が金を貸してくれない。そうすると、今度はなかなか仕事とれなくなつてくるといった意味で、非常にジレンマが起つておるということなのですね。

今、政府の方で貸し渋り対策ということで資本注入をやつておられますけれども、どうもそれは銀行の自己資本比率はある程度確保されたとしても、それが貸し渋りの方の対策として直接響いてきていないのではないかと、あるいは本当に響いてくるのかということをお自身が非常に疑問に思つておられるけれども、貸し渋りの対策、通産省の方からもちよつとその辺の対応についてお聞きしたいと思つたのですが、お願いします。

○寺坂説明員 御説明いたします。

私も政府系金融機関等を通じて先月中旬に実施いたしました中小企業の資金調達に関する実態調査によりますと、約三割を超えます中小企業の方が現在貸し渋りを受け、また五割を超える中小企業の方が今後の貸し渋りにつきまじつて懸念を持っておられるといったことなど、厳しい状況が続いていると認識をしております。

そのような状況も踏まえまして、政府といたしましては、政府系金融機関に新たな融資制度を創設することなどによりまして、信用保証の分も含めまして総額約二十五兆円の資金量を確保する対策を実施していただくところでございます。

これから年度末の資金繁忙の時期を迎える、そういうことが目前に控えているわけでございまして、引き続き貸し渋りに関しましては予断を許さない状況にある、そういう資金調達に關しまして予断を許さない状況にあることから、私どももいたしまして、中小企業のニーズを適切にくみ上げながら、事態の推移を注意深く見守り、今後とも、各政府系金融機関等の窓口での親身な対応を

含めまして、中小企業の資金調達に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○末松委員 万全を期していただきたい、本当にそう思うのです。

私のところにも助けてくれといういろいろな陳情も舞い込んでますし、二十五兆円用意したと言われましても、その金を貸す基準を別に緩めてきたわけではないですよ。そういうふうなお金を貸す額はふやしても、そのレベル、要件を緩めない、ある意味では救いにならないといひますか、実際に経営が非常に悪いわけですから、その悪い中、君のところはこんなに悪いのだから当然貸さないよねと言われれば、ほとんど救済にならない。そういうこともあるかと思ひますが、その辺、その要件とかあるいは弾力化とか、そういうことに向けてどう御努力をされておられるかお聞きします。

○寺坂説明員 御説明いたします。

政府系金融機関の窓口におきましては、例えば融資条件に關しましてできるだけ担保評価を高める対応をすることなど、あるいはいわゆるマル経と呼んでございまして無担保、無保証の融資制度につきましては限度額を六百五十万円から一千万円に引き上げるなど、担保不足に悩む中小企業を支援するための措置を講じているところでございます。

また、保証に關しましては、第三者保証のところにつきまして弾力化措置を講じてございまして、担保を受けられるようにするなど、中小企業の皆様方の実情に応じまして、できるだけ弾力的な対応ができるように措置をしているところでございます。

○末松委員 ぜひその弾力化に向けても、国民の税金ですから、余りいいかげんなところに金を貸すというのは確かにいけないことだと思ひますが、全体がみんな困つておるということですので、できるだけ弾力化に向けても努力していただきたいと、さらにお願ひいたします。

回の法人税改正の目的というものを簡潔に述べてください。

○尾原政府委員 今回の法人税制改革でございしますが、公正で中立で透明性の高い法人税制を構築し、新規産業の創出や企業活力の發揮など経済構造改革の推進に資する、こういうことのために、課税ベースを適正化するとともに、法人税率を思い切つて引き下げるというものでございます。

こういうふうな税率、課税ベースの両面からの改革は、いわば法人税制をより中立的なものにするという面もございまして、新規産業の創出や企業活力の發揮に大きく寄与することとなり、経済構造改革の推進に資すると考えているわけです。なお、課税ベースを適正化して法人税率を引き下げるといふ改正は、米国、イギリス、ドイツ、同じような形でやつておられるところでございます。

○末松委員 新規産業の創出、企業活力の發揮ということを中心とした経済構造改革を視野に置かれてやつていく、これは大企業もそうでしょうけれども、中小企業に対してももちろん、むしろそういうベンチャーとか、昔レガラン大統領が言つていましたけれどもスモール・イズ・ビューティフルというふうな、小規模な企業をもつと育てる、そういうふうな理解してよろしいですか。

○尾原政府委員 先生御指摘のとおりでございます。二点申し上げさせていただきますと、中小法人についての軽減税率、これも三%引き下げを行うこととしてございまして、

なお、今回の課税ベースの適正化による影響でございますが、引当金等はどうしても大法人が利用度合いが高うございます。中小法人の利用度合いが低うございます。したがって、課税ベースを適正化して税率を引き下げるといふことになりました場合、中小法人がより軽減の、税制的に見ても相対的に大きな、よい影響を受けることになりまして、それが第一点。それから第二点でございますが、今の課税ベ

スの点で申し上げますと、新しい仕事をしているベンチャー型の法人を考えてみますと、どうしても内部留保は薄うございます。加えて、例えば年齢層も若いということで、引当金の方も薄いことになってまいります。そこに税率が引き下がるということになりまして、課税ベースの関係の影響は少なくて税率が直接きいてくる。こういう意味でも、まさにベンチャー、中小企業に大乗効果のある法人税制改革だと考えているわけでございます。

○末松委員 その課税ベースの拡大ののですけれども、確かに大企業は退職金の引当累積限度額の比率が四〇%から二〇%になるということなど、大企業の方がより打撃が大きいのか。あと、賞与引当金を廃止したり、その辺についてはいいし、また雇用の水平移動、それをすれば、企業に縛りつけないで別の方面に人をやるといった効果もあつて、それは非常に私は一定の評価をしています。ですから、やはり中小小いじめといった面があるのじゃないか、そう思うわけです。

例えば、例を申し上げれば少額減価償却制度、これは二十万円までは備品として落とせた、それが今度十万円まで引き下がる。そうすると、一番今ばつと頭に浮かぶのは、コンピュータとかその辺を買い上げようと思つていたところが、十万円以下というとなかなかそれはないわけです。世を挙げて今情報化の時代に、そういうことをあえてなぜやらなければいけないのか。むしろコンピュータとか、あとほかにもリースという商売形態がありますけれども、それがかなり大きなシェアを占めてきている。そういうことで、この二十万円から十万円に限度額を引き下げるといふこと自体、私がいふところでは合っている中小企業の方々の声をそろえての大きな不満と、これはやめてくれという悲痛な叫びがあるわけです。それは本にもいろいろと載っていますし、雑誌にも書いてありますけれども、そういった面はやはり十分に考えてやらなければいけないんじゃないか。

もうちょっと具体例で言えば、先日訪ねてきた友人なんですけれども、情報関連の企業を営んでいて、資本金は二千万で営業利益が二億、雇用が二十人、そして経常利益が三千万と今期は悪く二百五十万円しか出なかったという話なんです。この企業は、コンピュータ、情報機器にかけるコストが年間大体二百五十万円かかるんですね。そうすると、二百五十万円もかかるのに、これがある意味では二十万円の控除が十万円に下がると、その七、八割が結局はだめだ。七、八割がだめだとすると、二百五十万円がその企業にとつて過大な負担になるわけですね。そうすると、三、四割減税率が適用されたとしても、経常利益二百五十万円、三割減で七十五万円、重税じゃないかと思うのですけれども、そういうふうなことにいいては、中小小いじめじゃないかという御批判についてはいかが答えられますか。

○尾原政府委員 お答えいたします。ただいまの先生の御尋ねは少額減価償却資産の即時損金算入制度、二十万円を十万円に今回引き下げることにしております。この制度は企業の事務負担がなかなか大変だろうということで設けられているものでございまして、実は今回、課税ベースの勉強を税制調査会の小委員会で行いましたときに、この少額減価償却資産が取得される場合、下のものであれば幾らでも買つていい。そうすれば、それが全部損金になるという実は制度なのでございまして。そういったことを、やはり期末において、本来、減価償却資産であるならば、コンピュータ六年という耐用年数がございまして、それで償却していくということでございます。それが、期末において一種の利益調整が可能で仕組まれているという指摘があるわけでございまして、また、主要先進諸国の取り扱いの調べるてみますと、例えばアメリカとかイギリスは、少額資産に対する日本のような特例はございませ

ん。したがって、耐用年数に従つて償却していく。ドイツでございまして八百マルク以下、つまり五万三千円以下のものは損金算入になるわけでございますが、それ以上のものはどうも耐用年数に従つて償却していく、こういうようなことがございまして。

こういうことを踏まえて今回の改正になつたわけでございまして、ただ、先生が今御指摘のようには、二十万円を十万円に下げるだけではないのか、確かにいろいろな問題が出てくるように思えます。事務の負担もさうございまして、したがって、十万円以上二十万円未満の資産につきましては事業年度ごとに一括して三年間で償却できる方法を認める、こういうことにしてございまして、いわば、その間の調整を図っているわけでございます。

なお、このような課税ベースの適正化を行う反面、税率の引き下げを三分行っているわけでございまして、また、この課税ベースの適正化による増収効果といふのは、経過期間の六年間で財源がなくなつてまいります。そうなりますと、七年目以降はそれこそ実質減税にもなるということもございまして、御理解いただければというふうに思っているわけでございまして。

○末松委員 なかなか局長、もっともらしいお答えをいただいたのですけれども、利益調整は三月期ですか、それもその研究会の方での議論なんですよ。けれども、それで物を買つてはいけないうすかね。逆に、今こういった世の中ですから、ある意味ではきちんと消費マインドを確保するということも非常に重要なタイミングであろうと思ふのです。

あと、消費マインドという話になれば、交際費の算入も九割から八割に落とす。それも交際費云々は結構議論はあるところですが、例えば今の会社で年間五百万円くらいどうしてもかかってしまう。そうした場合は、やはり影響が起きます。そうしますと、結局飲み屋さんとか、あるいは結構ネオンがどんどん消えていって、さらに消

費マインドが冷え込む。我々、目に映るものがやはり一番影響が大きいですから、そうすると、どうしてもそういうふうなところをきちんと確保するという配慮があつてしかるべきではなかったか。どうも消費に対して少し配慮が足りなかったのではないかと。

先ほど局長の方から、主要国は少額の制度は五万円とか、私も大蔵省から資料をいただいて見ました。ただ、これは、先進国はみんなそうやっていくから日本がやらなければいけないという議論でもなさそうなのが、大蔵省さんでも時々、いや日本は日本独自の考え方がございましてという話もするわけですから、そこは余りとらわれる必要もないし、むしろこういうベンチャーとかあるいは中小企業ももっともと生きるような形あるいは成長するような形、今局長が言われたように、その目的の大きな一つが産業構造の転換であり、新規事業の開発であり、あるいは企業活力の発揮という形なんですよ。その辺をもっともつと出していっていただきたいと思うのです。そういう意味で、今の新規事業とかあるいは産業構造改革、この観点から、ここはどう法律の中で生かされているのかをもう一度、ちょっと今まとめてお答えいただけますか。

○尾原政府委員 まず、今回の数字のフレームからお話しさせていただきますのがひとつわかりやすい点かもしれません。まず、今回の法人税制改革でございまして、平成十年度、来年度は初年度でございまして、三千二百六十億円の減収を見込んでおります。実質減税でございまして。それから、平年度のスタイルでございまして、平年度といふのは、今回の課税ベースの適正化は、平成十年度から十五年度の六年間で適正化を行うことにしております。その六年間をとつて税率を眺めてみますと、一・七五%の成長率のケースと三・五%と両方ございまして、単年度平均で二千五百八十億円から二千四百四十億円の減収になってまいります。なお、この間、中小法人と大法人に分けて

いただきますと、大法人の方はレベニュー・ニュートラルあるいは若干負担がふえる可能性がございますが、中小法人につきましては、三千億円の実質減税ということになります。

それでは、この経過措置期間を過ぎますと、つまり引当金等は一過性の財源でございますから、この税率の引き下げが九々々々実質減税になつてまいります。一兆円強かなというふうに見込まれるところでございます。それが、税収から見れば、法人税制改革がどのように構造改革にきくかという一つの姿でございます。

それから、もっと大きな考え方いたしましては、先ほど、この法人税制を中立的なものにするということをお願いしました。

実は、これまでの法人税制、昭和四十年に全文改正ができたわけでございますが、企業会計を尊重する、それはそれで大変よろしい考え方だったと思いますが、やはりある特定の業種に引当金とかどうしても偏つてしまふものでございますから、結果的に偏つた法人税制になつていた。今回、課税ベースの適正化を図ることによりまして、結果的に特定の企業なり業種なりを利することのないようにする、そのかわり税率を引き下げるといふ形で、まさに先生から御指摘がございましたように、産業構造改革あるいは新規産業の業種にとつて非常に効果のある法人税制改革であるというふうな考え方をしております。

○末松委員 これは大臣にお聞きします。法人税を三％下げましたけれども、もつと中小企業とか新規事業を起していくための大胆な日本の活力再活性化というのですか、そういうために法人税の実効税率を、地方合わせて四〇％、そのくらいに思い切つてやるべきだと思つてのすけれども、それについての大臣の考えはいかがでしょうか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

委員御承知のように、法人税の税率を、基本税率も、それから中小法人に対する税率も、それぞれ三％ずつ下げたわけでありまして、税率とし

ては、国税に関する限りはアメリカよりも低い状態に持つてこれたわけでありまして、地方税の方が負担があるものですから、その結果として四九・九八が四六・三六になった程度でありまして、四〇％という御意見からすれば、まだ六％近く上になつてゐるという状態です。

この点については地方の法人課税の問題になるわけでありまして、この点については、平成十年度の税制改正に関する答申の中で指摘された検討課題であるわけでありまして、それを踏まえつつ、今後、政府税制調査会で御議論がなされる。その御議論がうまいぐあいにとまつてくれれば、十一年度以降の可能性が出てくるわけでありまして、その議論にまきたいというのが私の考えでございます。

○末松委員 この点については、もうちょっと後で議論をさせていただきたいと思つております。

先ほど企業会計という話が出ましたけれども、企業会計についてちよつと簡単に聞きます。山一の破綻の引き金というのがムーディーズの格付の引き下げだったということは有名な話です。外人から見れば、日本の格付機関の格付では甘い、信用ならぬと。特にその前提として、外国人の公認会計士なんかがよく言うのは、日本の企業のパランスシートが全く信用できない、そういうことをよく言われるわけでありまして、どうもそのパランスシートが、自分の企業の実力をきちんとあらわすのじゃなくて税務署用の節税対策、それからもつともらしきやつてきてゐるような、そういう体質があるんじゃないかと。

私自身、企業会計については素人ですから、余り大きなことは言えませんが、どうも現行の企業会計というものは対応できないんじゃないのか。そういう気がしてならないのですけれども、その辺はいかが認識をお持ちでしょうか。

○長野政府委員 お答え申し上げます。

大変残念なことでありまして、日本の企業会計の信頼性につきましては、いろいろな疑念が諸外国においてもあることは事実でございます。

私は、幾つかの要素に分解して対応を考えていくべきであらうと思つております。

ただ、その含み損を簿外にしておいたという企業のビヘービアというものは、いささかこれは論外にいたしたいと思つておられます。例えば最近破綻した例で申しますと、大きく言ひまして二つの点が問題でございます。貸付金に生じておる含み損というものが適時適切に会計上反映されておったかという問題、これは主として銀行について起こりました。それから、もう一つ、現実に債務保証が請求されるまで引き当てを計上しないというところに近い考え方をやっております。それが問題化したというのが主として建設業、それから証券業の中の三洋証券でございます。

これらにつきましては、明らかに、今後、貸付金や債務保証でいづれ負担になつて、それに備えていなければいけないという会計実務の取り扱いが一番大切な感じがいたしますので、これは公認会計士協会におきまして、貸付金につきましては、銀行の早期は正措置の延長線で、自己査定と言つておられますけれども、自己査定といふことは、私どもの立場からいへば、貸付金に含まれてゐる含み損の引き当てを計上するというところでございます。それから債務保証につきましても、二月の末でございますけれども、公認会計士協会の方で、建設業を念頭に置きまして、債務保証のディスクロージャー上の扱い、それから引き当ての指針というものを取り組んでおります。

この二つが非常に大きい。ただ、まだ検討しなければいけない項目はたくさんございますけれども、大きなものとしては今の二点を御報告させていただきます。

○末松委員 今、簿外債務、含み損を簿外にすることは論外というお話がございましたけれども、山一の場合、これは何回も多分質問されたかと思

いますけれども、これは今の企業会計では全く対応できなかった、要するにシステムそのものに大きな欠陥があったんだという位置づけでよろしいのですか。

○長野政府委員 これは個別の事案といたしまして関係当局が既に捜査、調査を行つておりますので、その結果を待ちたいと思つておられます。基本的には、まず、企業がその扱いをしておることが会計監査人から発見できるような状態であつたか、あるいは会計監査人にこういう処理をしておりますというのを教えておつたかどうかといったことなども、問題が発覚しなかつた原因との関係でいろいろと調べられるべき事柄だと考えております。

○末松委員 そうすると、会計監査人の責任なのか、企業経営者が黙つていたことによる責任、どちらが重く責められるべきか。多分法律によるのだらうと思つておられますけれども、これはどうですか。

○長野政府委員 これは一般論でお答えさせていただきますけれども、企業には問題なかつたけれども、会計監査人だけ問題があつたというケースは想定したいと思つておられます。

まず企業が真実で、その上で、公認会計士が故意または過失で重大な虚偽のものをとして証明した場合に責任がございましてという法制度になつておりますので、あくまで主は企業であり、公認会計士は従だということであらうかと思つておられます。

○末松委員 先ほど長野証券局長が言われた自己査定の改善といふことが、これは多分審議会が何かでこれから議論されるのかどうか知りませんが、けれども、その辺の法律化の検討というのですか、そういうことについては、どういふふうなことを思つていらつしやいますか。

○長野政府委員 この点は、法律問題と申しますよりも、会計の実務として監査の実務でございます。すなわち、一〇〇という貸付金がある場合に、そろそろ三〇ぐらいは引き当てで備えておつた方がいいなと認定するかどうかということでございます。

少し付言させていただきますと、従来、日本の会計制度、会計の慣行の中では、税務上の取り扱ひといふのが念頭にあつて、企業会計がそれに

引つ張られがちであった。つまり、ノンバンクに
対する貸し付けなどにつきましては、税務上はだ
れが見ても公平でなくてははいけませんから、ノン
バンクが会社更生法の申請をしたとか破産手続に
入ったとかという客観的な事実があった場合に初
めて税務上は損金処理を認めます。これは税務の
扱いとしては公平な扱いだろうと私は思います
が、逆に、それを前提に税務の範囲内だけで企業
会計上もやりますと、きのうまでは会社更生法の
適用はなかったけれども、ある日会社更生法の適
用になったら、よく話題になります。破綻してみ
たら十倍、二十倍に引当金が増えたらんだとい
うのは、その客観基準のところでもやるものです
から、そういう問題が起りました。

したがって、企業会計実務上は、税務上はまだ
損金の扱いにならない状態であっても、もうそ
ろリスクに備えた方がいいなというときには、
三〇%、四〇%というのを備えておくという会計
実務を定着させたいという考え方でございます。
○末松委員 そうしますと、今証券局長が言われ
たことを、会計士協会の皆さんで改善すれば、
一番先に局長が言われた、海外からの日本に対す
る企業会計の信頼、これが得られるレベルまで達
しますか。

○長野政府委員 ここ二、三年最も疑念を抱かれ
た部分については手当てができたと思えますけれ
ども、まだ課題がございますと申し上げます。こ
れは、企業会計全体を例えれば連結ベースに持っ
ていきますと、あるいは、今貸付金について申し上
げましたが、その他もろもろの金融商品につきま
しての会計上の評価をどうするかといった課題が
ございます。

それから、監査実務の点につきましては、その
監査人の能力を向上させるために、例えば公認会
計士の監査をまたもう一人の人がチェックする
とか、いろいろな諸外国で行われております先進
的な取り組みがございます。それを参考にしながら
実務能力を引き上げたいというのが公認会計士
協会の考え方でございまして、昨年の四月に十項

目の提言をまとめまして、それを逐次実施に移し
ておられます。

昔会計士の資格を取っても、最近の金融商品に
ついての知識を深めるために、ふだんから一定の
研修をやるとかいろいろなことに今取り組んでお
りまして、できるだけ外国から見ても、全体とし
ての日本の会計制度あるいはディスクロージャー
そのもの、そして公認会計士の監査というものの
信頼性が高まるような努力をいろいろなレベルで
やっていきたいと考えております。

○末松委員 できるだけ早くやっていただきたい
のですね。といいますのは、今度、国際会計基準
というものが、世界じゅうでことしの秋にもそれ
がまとまるという話があるという話でございます
が、こうなりますと、その可能性と同時に、これ
はつまり共通のベースで企業をはかるよという
話ですね、世界的に、グローバルに。そうしま
す、これが日本の企業にどう影響を与えていくの
か、あるいはそのときに日本はどういう対応をと
るのか。逆に言えば、乗っ取りがやりやすいとか、
要するに全部クリアにわかってしまふ、そういう
ふうな懸念もあるわけですから、その辺につ
いてどう考えておられるか、答えてください。

○長野政府委員 多少専門的になりますけれど
も、御説明をお許しいただきますと、国際会計基
準というものは、それをつくりましたら世界じ
ゅうの国がそれに従うということではなく、国際
基準に従っておれば、例えば日本の企業がアメリ
カで調達しますときは、SECの基準でなくて国際
会計基準によってアメリカでディスクロージャー
すればよい、アメリカの企業も、日本の基準では
なくて国際会計基準に乗っておればよその国に
行って資金調達ができるという、ある企業が外国
で資金調達する場合のディスクロージャー上の基
準でございますので、そのこと自体が特定の国の
企業の力とか立場とかにどう影響を及ぼすかとい
うことはない、それぞれが外国における資金調達
がわかりやすくなるということであらうかと思
います。

それを超えまして私どもが今取り組んでおりま
すのは、もう一つ、国際会計基準とは別な言葉と
して、会計基準のグローバルスタンダード化とい
うことを申し上げたいと思うのです。つまり、そ
れぞれ自分の国の基準をできるだけ、国際的な動
向を見ながらレベルの高いものにしていくという
動きが一方にございます。国際会計基準というの
は、それぞれ国は違う基準を使うのだよという
のが前提になってやっておりますけれども、その
違うもの同士の中で少しづつグローバルなスタン
ダードに近づけていくのではないかと動きが
ございます。

先ほど私がちよつと申し上げました、例えば連
結ベースの決算制度に今日日本が移行しようとい
っているのはそういう流れでございますが、そうい
った流れになってきますと、外国の投資家から見た
場合に、日本の企業の実況というものの判断が非
常にやりやすい方向に動いていく。それは日本に
とっての投資魅力ということにつながるかもしれ
ません。

末松先生、それは外国から買収されるという御
心配をする向きがあるではないかということ念
頭に置かれて御質問かなと思うのですが、買収と
いうのと外国の投資家が日本の企業に魅力を感じ
て日本の株に投資をするというのはやや紙一重で
ございすけれども、いずれにしても、日本の企
業の価値というものが正当に表示されて、外国の
投資家に歓迎されるということであれば、買収と
いう言葉を使うよりも、むしろ日本の企業の魅力
が国際的に増していくというふうに考えるべきで
はなからうかと考えております。

○末松委員 それは言葉の違いなのかもしれませ
ん。
ただ、世界共通の会計言語というものがこれか
らどうしても必要になってくるのだらう。それは、
その国の会計基準をグローバル化するといったつ
て境界があるわけでしょう。だって、その国その
国で全然システムが違うし、税制が違うし、だか
ら限度はある中で共通の言語をどこまで求めてい

くかという位置づけでしょうから、そういった中
で透明でわかりやすい企業会計基準ができるとい
うことが、日本の企業を評価しあるいは世界の企
業を評価する一番のポイントになるし、それが国
際スタンダードまで来る一番の信頼を得る道じゃ
ないかなという気がするわけです。

ある意味では、逆に日本企業家のマインドをそ
このところの会計言語に置きかえていくという作
業を地道に、しかも早くやっていただきたいとい
うのを心からお願ひします。
そこで、今度は法人事業税についてお話をさせ
ていただきます。

これは自治省の管轄かと思いますが、外形標準
課税という問題についてちよつとお尋ねをしてい
きたいと思うわけです。

まず、赤字法人の割合というものがどのくらい
なのか。自治省の方もおられるかと思いますが、
ぜひ参加してください。

○桑原説明員 赤字法人についての御尋ねござ
います。法人事業税におきまして、この欠損法
人、いわゆる赤字法人は、平成八年度におきまし
て、全部の普通法人の数が二百四十二万一千社で
ございまして、そのうちの百五十四万二千七百社
割合で申し上げますと、六三・七%ということに
なっております。

○末松委員 これは国も地方も大体同じと考えて
いいですね。
これらの赤字法人も公共サービスを受けている
と思えますけれども、その辺に対する対価という
のはどういうふうに考えればいいのかというのか。

○桑原説明員 法人事業税は、法人がその活動
を行うに当たって地方公共団体のさまざまな行政
サービスの提供を受けているということから、そ
のために必要な経費をそれぞれ分担していただき
たいという考えで課税している税でございます。
法人事業税につきましては、所得の計算が黒字
であるか赤字であるかを問わず、地方の行政サー
ビスを受けているということから、広く薄く御負
担いただくのが望ましい姿というふうに考えてお

ります。

○末松委員 それとの関係もあつて外形標準課税論議というのが出てくるかと思うのですけれども、この外形標準課税の議論といいますが、それをちょっとわかりやすく簡潔に御説明いただけますか。

○桑原説明員 事業税の課税標準への外形基準の導入の議論は大変古くからございまして、現行の地方税法が制定されました昭和二十五年以来ずっと続いている議論でございまして、最近では、昨年末の政府税制調査会の答申におきまして、「地方の法人課税については、平成十年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要」とされ、来年度以降、政府税制調査会等の場におきまして検討が進められることとされております。

外形標準課税を導入いたしますと、都道府県の税収の安定化が図られますほか、結果といたしまして、法人の所得に対する表面税率が下がるというところにもつながりまして、そうしたことから、最近、法人事業税についての外形標準課税の導入が議論されているというふうに理解いたしております。

○末松委員 税収の安定化というのと表面税率が下がる、これをもう少し詳しく説明いただけますか。どういうメカニズムでそうなるのですか。

○桑原説明員 まず、税収の安定化についてでございますが、現行の法人事業税は法人の所得を課税標準といたしておりますので、景気の動向によりまして法人の所得も増減いたしまして、その結果、法人税収が非常に変動が大きいということになっております。法人事業税の課税標準に外形基準を導入するといったした場合、どのような外形基準を導入するかにもよりますが、変動の大きい所得を課税標準とするよりは、都道府県の税収の安定化に資するものであると考えております。それから、表面税率の引き下げの議論でございしますが、現在議論されておりますのは、法人の所得に対する表面税率が諸外国と比べて高いか低い

かということでございます。外形基準ということになりますと、所得以外に課税標準を求めるということになりますので、所得に対する税率の比較という基準からはその部分が外れてくるということでございます。

○末松委員 そうしますと、所得というか資本に対して非常に過度に寄りがかかっていたものを、むしろ中立的に、やれ給料がどうかとか、コストがどうかとか、あるいは土地代がどうかとか、そういった形でより広い要素の中で税をかけたということでございます。そういうことでございますか。

○桑原説明員 おっしゃいますとおり、所得以外の企業の活動量をあらわします何らかの基準を採用しようということでございます。

○末松委員 そうしますと、赤字法人に対しても、それは課税、つまり税金を払ってもらう。そこは当然ですね。うなずいていらつしやいますね。今、法人事業税というのは地方の応益課税だと言われれるのですけれども、もしこの法人事業税が、そういうウェルバランスというか、よくバランスされた課税が可能だということであれば、別に法人事業税だけじゃなくて、これは大蔵省に聞きたいのですけれども、法人税そのものについても外形標準課税をしても、理屈上はそれほどおかしい議論にはならないのじゃないか。よく国税は応益課税と言われますけれども、どうもその区別が私自身がよくわかっていないのです。その辺について可能なか、全く論外なのか、それについてお答えください。

○尾原政府委員 国税として赤字法人課税が可能であるか、外形課税が可能であるかというお話だったと思います。今の法人税はまさに所得に対する課税でございますので、外形について国税で税金を課するということになりますと、恐らく法人税法の枠内ではおさまらず、別途の税法になるのではないかとはいふに考えます。

赤字法人の問題といえますのは、前々から課税

の適正化の面からも指摘されてきたこととございまして、実は今回の法人税制改革の中でも、試案として、例えば賃金に對しまして国税として課税することができないかというような考え方を、昨年の十一月五日に課税ベースの適正化の項目とあわせて御提示させていただきましたが、政府・与党の税制調査会での議論を聞きますと、やはりこのような赤字法人課税の問題というのは、むしろ地方税で考えるべきではないかというのが議論の流れだったように記憶しております。

なお今回、所得課税の分野で課税ベースの適正化をやらせていただきますが、その結果、所得の幅が広がってまいります。そういう意味からいたしますと、今回の課税ベースの適正化は赤字法人課税に資する面もあるというふうに考えているところでございます。

○末松委員 そうしますと、それは自民党の税調さんがそういう空気だったというのは今お聞きしましたけれども、理論的に外形標準化が全く不可能というわけではないですね。課税ベースの適正化というのが同じような効果を持つかもしれないねというのがあるけれども、もうちょっと論理を突き詰めていけば、法人税の外形標準課税化ということとは理論的には大丈夫ですね。

○尾原政府委員 ただいまお答え申し上げましたが、法人税は、基本的には企業会計によつて計算されます所得に対して課される税が法人税というふうに考えておるわけでございます。したがっていまして、法人税として外形に課税せよということになつてまいりますと、恐らく法人税の枠内にはおさまらない、別途の課税ということになつてくるのではなからうか、こういうふうに考えているわけでございます。

○末松委員 そうすると、現行の法人税ではそれは理念としてはないという話ですね。

ただ、さつき自治省の答えは、税収の安定にも資します、どちらかというと税収の中立性もきちんと守られますというようにございまして、より望ましいじゃないかと。ただ、それは政治の中で

赤字法人に対してやれるのかというところがひっかかってくる、私はそういう理解をしているのですけれども、その辺はよろしいですか。

○尾原政府委員 先ほどの繰り返しになります。国の法人税、まさに所得課税でございます。したがって、外形標準に對する国税としての課税は別物になるのではなからうかということをお願いいたします。

それからもう一点、国の法人税でございますが、やはり景気の安定化機能とでも申し上げましょうが、景気が悪いときには税収が余り伸びなくなる、景気がいいときはたくさん入ってくるというようなこともございまして、そういう意味からも、所得課税は確かに景気によつておくれる税でございます。そういう機能を持つてゐるのも国税ではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

○末松委員 それは、くどいようですけれども、そういうふうにおられることがいいと考えているのですか。

○尾原政府委員 私ども財政を預かる立場からいたしますと、税収は安定していることが望ましいことはもちろんでございます。したがって、所得、消費、資産のバランスということをよく申し上げておりますが、やはり所得課税のほかに消費課税のような税を組み合わせることにより国税の税収面でも安定化が図られることが、財政運営を行つていく上で望ましいものと考えてゐるわけでございます。

○末松委員 ちょっと論理の組み立て方が少し違つてゐるので、その辺は何か議論が噛み合いませんけれども、それはこの辺でやめておきます。

自治省に戻るのですけれども、法人事業税は付加価値の加算方式というのですか、あれが今一番私なんかはいいと思つてゐるのですけれども、そのメリット・デメリット、それについて述べていただけますか。

○桑原説明員 これまで外形基準の選択肢の一つとして検討されてまいりました加算法による付加

価値につきましては、一般的には、事業の人的、物的な活動量を客観的かつ公平にあらわしているのではありませんか、あるいは法人税の実務経理との関連性等から課税標準の算定が比較的容易ではないか、さらには、資本、労働等の生産手段に對し、中立的な税となるのではないかなど、ことが言われておりますが、一方で、課税標準の算定上、給与のウエートが高いのではないかなど、意見もあるところでございます。

事業税へ外形基準を導入するに当たりまして、具体的にどういう外形基準がふさわしいかということにつきましては、これまで、今申し上げました加算法による付加価値を初め、売上高あるいは企業の資本金などさまざまな議論がなされてきておりますが、政府税制調査会等の場におきまして、外形基準として何が最もふさわしいかということについて、専門家の方々の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○末松委員 一生懸命検討してください。

ちよつと大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、そうびつくりしないでください。ちよつとこれはとつびなんですけれども、民主党の中でも一時期この議論はよくなされたのですけれども、道州制というか連邦制を前提として、例えばドイツみたいに共有税といいますが、まず全部地方で取って、そしてその三割なら三割を国にやる。今まで、地方分権とか地方主権とか言っている、結局お金が伴わない。大体六割から七割近くを国が吸い上げて、そしてそれを地方にばらまいて逆に地方のニーズの六割を満たしていくという中央の方式をやめて、そういった、ある意味では道州制なんかを前提としなければいけないのかもしれないけれども、その税金を取るやり方について大臣のお考えをいただければと思います。

○松永国務大臣 法人税も所得税も、実は、そのうちの三二%を地方交付税で地方に回すという仕組みが日本ですね。それは、どの地方であつても一定水準の行政サービスが提供できるようにという、日本全国がほぼ同じような行政水準が保てる

ようにという知恵でやっているのではなからうか、こう思うのでございます。

地方で法人税を取って、そのうちの何がしかを国に回す、残りは地方で使うのだとなりますと、豊かな地方と貧しい地方との間の格差をどういうふうにして是正していくかという問題もあるでしょうし、そういったところの点を考えますと、委員御指摘のようなことが日本でも果たしてなじむのかどうか、やはり慎重に検討する必要があるのではなからうかというふうに私は考えます。

○末松委員 この議論はここでとめて、これはまた別途の形で質問させていただきます。

ちよつと話題を変えまして、あと懸念材料として私が考えるのは、アジアの通貨の暴落によつて日本の経済そのものが大きな影響を受けるのだろいうなという気が、気というかも実際に影響が出てきているのですけれども、この影響、例えば日本の銀行のアジアにおいての債権残高、これが十兆円で回収不可能な債権になってきているとか、そういう情報もあれば、アジアの不景気で最悪なもののが日本のGDPを一年目で約一・六%強、そして二年目で三%下げる、そういうふうな数字も出てきているし、日本の対アジア輸出、これを半分にするだろう、そういう厳しい認識がよく示されておりますけれども、大蔵省として、アジアのこの危機的な状況、日本にはね返ってくる影響、この悪い影響をどういうふう認識しておられるか。

○黒田政府委員 お答えいたします。

最初に、アジアの通貨危機が邦銀の不良債権にどのような影響を与えるかという点について申し上げます。

御案内のように、我が国の金融機関がアジア向けに持っております債権の残高は約三十一兆円、二千七百億ドルでございます。このうち、現在問題になっております国々、タイ、インドネシア、韓国、これらに対する邦銀の債権がそれぞれ二百億ないし三百億ドルずつございますが、幸い、現在、タイの状況は著しく改善しておりますし、韓国に

つきましたは既に各国の銀行の債権の期間をボラントリーに延長する、その上、近く韓国自体が資本市場で資金を調達することができるとなりました。タイや韓国に対する邦銀の債権につきましては、全体として大きな問題はないというふうに見ております。

問題はインドネシアでございます。インドネシアに對して邦銀が二百三十二億ドルの債権を昨年の六月時点の数字で持っております。その中身につきましては、個々の銀行の事情によることも大であると思いますが、一般的には為替リスクはヘッジされておりますし、債権のかんりの部分が日系企業あるいは地場の大手優良企業向けである、こういうふういふ言われております。

ただし、例えば日系企業であるといひましても、その日系企業自体がインドネシアにおける事業がうまくいかないということになりますと、少なくともその企業としての問題が生じますし、その企業に對する邦銀の債権も、本社の保証が仮にありましても、いろいろな問題を生じ得ることは事実でございますので、このあたりにつきましては、今後とも十分注視していく必要があるというふうな思っております。

ただし、先ほど申し上げましたとおりアジア全体で二千七百億ドルございますが、かなりの部分が香港、シンガポールというマネーセンターでの債権でございます。問題になっておりますタイ、インドネシア、韓国の金額は先ほど申し上げたとおりで、しかも現時点で非常に懸念しておりますインドネシアに對する債権は、邦銀の債権全体で二百三十二億ドル程度であつて、その中身について先ほど申し上げたように注視しているというところでございます。

二点目、貿易を通じた日本経済への影響についてお尋ねがございました。

確かに我が国の東アジアに對する輸出は、昨年の秋以来、特にタイに對して減少しておりますし、たしかインドネシアに對しても伸びが非常に急速

に鈍化しております。したがつて、東アジア、なにかんぞ東南アジアに對する輸出は、ある程度の影響を受けざるを得ないというふうな思っております。

その数字全体といたしましては、実は、御承知のように我が国の輸出はGDPの大体一〇%ぐらいでございます。アジア向け全体を通じてもその四割ということですから、GDPに對して四%ぐらい、そのうち最近特に問題になっております東南アジア諸国に對するものは恐らくその半分以下であらうと思ひますので、それらの輸出が相当減りました、我が国のGDPに對して非常に大きな割合になるといふことはなはないと思ひます。

しかし、やはりアジア全体に波及してまいりますと、それなりの影響があることは事実でございますし、現にもう出てきております。したがひまして、今後ともそういう面については十分注視していく必要があるというふうな考えております。

○末松委員 今の局長の御説明を聞いてみると、何か余り大したことないじゃないかと。そういうふうな説明の仕方ではないのですか。いや、私ちよつと驚いたな、今の。局長は、最近、問題のいろいろなタイとかインドネシアとか韓国なんか、局長になられて回つてこられましたか。

○黒田政府委員 先ほど申し上げましたタイ、インドネシア、韓国、これらの諸国が通貨危機にまづ集中的に見舞われまして、IMFに支援を求めた。その結果、いろいろな問題を処理しつつあるわけですが、タイと韓国は、先ほど申し上げましたように、かなり改善しつつある。インドネシアにつきましては、先日総理に同行いたしましたインドネシアに参りまして、インドネシア側からいろいろな状況は伺つております。現にインドネシアの経済、金融市場、ともに極めて厳しい状況にあるというふうな認識しております。

○末松委員 通産省の認識は、大蔵省と同じですか。

○伊沢説明員 御説明させていただきます。

ただいま貿易面とか産業面の御説明が大蔵省からございましたが、基本的には貿易面におきまして、タイ・パツ等のアジア通貨が円に対して切り下がったことやアジアの内需の低迷によりまして、例えばASEAN四カ国向けの輸出では昨年十月からマイナスになっておりまして、一月では二〇%以上の減少となっております。また、こちらから現地に進出してあります日本企業につきましても、特にアジア市場向けに進出した企業につきましては、相当程度内需停滞による打撃を受けておりまして、稼働率も低下しておりますし、生産調整の必要が生じてきております。

またさらに、アジア各国の金融・通貨システムの混乱とか信用収縮のために、現地企業が事業活動を行う上で必要な部品とか原材料の輸入のための資金調達にも支障を来しております。アジアがこれから借りた金を返す観点から見ますとどうしても輸出をしていかなければならないわけでございますが、そのための資金もちよつと問題が起つてくる状況でございます。

こういうことを踏まえまして、こういう資金調達に支障が生じているこうしたアジア各国の民間企業、さらに現地の日系企業も事業活動を金融面で強力に支援する必要があると考えておりまして、こうした観点から貿易保険や輸銀の活用を講じているところでございます。

さらに、アジア各国がこうした中から抜け出してさらに改めて回復するためには、どうしても産業競争力の強化が必要でございます。これに對しまして、よく言われておりますが、す野産業が弱いか中小企業が弱いかと言われておりますので、こうした観点から何ができるかということとを頭に置きまして、人材を派遣したり、特に自動車産業なんかは研修を積極的に受け入れるつもりでおりますが、こうした面で協力していきたいと思っております。

○末松委員 アジアの状況は、これから大きな影響が多分出てくると思うのですね。だから、もうちょつと何か、案観論というのは今言つていいの

かな。確かにインドネシアが問題だというのは言われましてよ。あれも相当な問題ですよ。恐ろしいぐらいの問題です。韓国だってとりあえずの今ふたが閉まつているというだけあって、それを一歩はいいから、また大変な状況に陥るという状況じゃないかと思うのですよ。

私は、この際、アジア通貨圏というのですか、例えばバスケット方式で、そういう意味で通貨の安定のためにアメリカとかヨーロッパを巻き込んで、ADBとか、あるいはIMF、それからBRDとかあの辺を巻き込んで、日本がインシアチブをとって、そういう通貨の安定について日本がかなり真剣な努力をやつていかないとだめなんじゃないか。あるいはアメリカやヨーロッパからまたばかにされるのじゃないかという気がするのです。

日本国民自身、この国民というのは物をつくるのはうまいのですが、その物をつくつて得た利益、これをいかに膨らますかとどう調整していくとか、この辺については私は全く低い評価しか与えていないのです。私も、外務省にいて、ユダヤ人の方とか、中東にいてアラブ人とかいろいろとつき合つてきましたけれども、彼らのセキユリティー、あるいは金銭とか物に対するセキユリティーというのはすさまじいくらい進んでいると思つたのです。そういうのを考えていけば、ぜひ、このアジア地域においては日本がインシアチブをとつていく、当然そういうふうな仕掛けを考へてしかるべきだと思ひますけれども、大臣、いかがでしょう、そういうふうなことについて。

○松永国務大臣 今般のといひますか、アジア地域の通貨、金融についての不安のことに對しての解決は、IMFを中心とした国際的な枠組みの中で日本も懸命に協力しているところでございしますが、委員の話では、IMFとかそういうことと関係なしにアジアで日本を中心にした云々という話であると思はれます。これは非常に難しい問題と申すのであります。むしろ、IMFの世界的な枠組みを尊重しながら、その中でアジアの金融・通貨

貨安定のための取り組み、この問題については、実は去年の十一月に各国が協力してアジア地域における支援の枠組みをつくらうというわけで、マニラ・フレームワークが合意されておるわけでありまして、その活動の中で日本は積極的に努力をしていくという仕組みに今なっておりますが、この仕組みを大事にしなからやめていくというところが大切ではなからうかというふうに私は思つてゐるわけです。

○末松委員 日本が中心にという誤解を招いてまた大変なことになるから、日本が本意の意味で一番汗を流してインシアチブを、何とか枠組みをつくつていこうよということ働きかけるといふ意味において中心をやつていくべきというふうに考へて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村上委員長 次に、内閣提出、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。富田茂之君。

○富田委員 平和・改革の富田でございます。大蔵委員ではございませんが、委員長、各党の理事の皆様御了解をいただいて大蔵委員会に質問できることを本当に感謝しております。

私、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案について、何点かお尋ねしたいと思ひます。

実は、この法律案は、今なくなつてしまいました。たが、当時新進党の税制調査会コンピュータ会計法問題小委員会が平成七年五月に発足いたしました。きょうはその当時の事務局長の井奥先生、またその問題にずっと取り組んでこられた村井先生を前にして私が質問するというのも非常に恥ず

かしいのですが、このコンピュータ会計法問題小委員会の新進党最後の事務局長でございます。そういう立場から、賛成はいたしますが、何点か問題点があると思ひますので、お尋ねしたいと思ひます。

最初に、この法案が今回策定されるに至つた背景について、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。いろいろの書類を読んでおきますと、まず今回こういう法案が出てきたという理由の第一点として、企業間取引において受発注の取引データ等をネットワーク上で交換するいわゆるEDI取引がかなり普及してきています。また経済団体あるいは経済界の方から、帳簿書類を紙の状態に保存するのはもうコストがかかつてたため、このコスト削減のために電子データ保存を認めてほしいという、かなり強い要請がずっとあつた。そして政府の方でも、規制緩和の観点からこの要請にこたへるべきだということであるいろいろな閣議決定等をされておりました。最新のものでは、平成九年の十一月十八日ですか、経済対策閣僚会議が緊急経済対策というところで、「各種法令で民間事業者に保存義務づけていた帳簿等の電子媒体による保存の容認について、原則として平成九年度末までに所要の措置をとる。」法改正が必要な場合については法案も提出するといふような決定をされておりました。こういう流れの中で出てきた。

また、法務省の方も、電子帳簿に関する見解というところで、平成七年の三月十五日ですか、参事官室の見解というのが出ておりました。「現行商法の下では、債権者、株主等の閲覧等の請求に応じて合理的期間内に商業帳簿等を見読可能なものとする事ができるのであるが、商業帳簿等を電磁的記録によつて保存することも可能である。」

こういう画期的な見解を出されて、こういうものが背景になつて、十年度税制改正の一環として政府の方で法案を出されてきたというふうに理解しておりますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○尾原政府委員 まさに先生の御指摘のとおりか

と思います。今先生から御指摘ございましたように、高度情報化、ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを利用した帳簿の作成が普及してきたわけでございます。かねて、経済界を初めとして関係各界から、コスト負担の軽減あるいは規制緩和ということで、国税関係帳簿書類の電子データによる保存を容認してほしいという要望が寄せられておりまして、最近の閣議決定は、まさに先生がおっしゃられたとおりでございます。平成九年の十一月十八日、「二十一世紀を切りひらく緊急経済対策」におきましても、まさにこの九年度末までに法改正をして所要の措置をとりなさいというふうに決定を見ていくわけでございます。

それから一点だけ。商法上の商業帳簿の取り扱いでございますが、平成七年三月に、これも御指摘のとおり、電子データ保存を容認するという旨の見解が公表されておりますが、これは今回の電子データ保存制度の導入の背景というよりは、むしろ流れを同じくしているものではないかというふうに理解しております。

○富田委員 今、流れを同じくしているというふうに御答弁ありましたけれども、法務省の方が商法上、電子データによる保存が可能だという見解を示しても、一般の企業あるいは個人が、商法上の帳簿と税務申告上の帳簿は重なる帳簿が多いわけですから、二種類つくって保存するということは多分なかったのだと思うのです。法務省の方は、そういう意味では、ちょっと前にこういう見解を出して、一歩進んだのかなと。

税法上のそういう見解がなかった、あるいは今回のような法案がなかったということで、実際に現場で電子データによる保存がなかなか進まなかったという点を考えて、今回立法に至ったというふうに理解してよろしいのですか。

○尾原政府委員 先生御指摘のとおり、商法と税法で、商法の場合は会社の株主や取引関係に立つ者の権利の保護でございますが、税法の方の制度目的は適正公平な課税の確保ということで、両方

の帳簿は相互に密接な関係にはあるわけですが、制度目的は異なるわけでございます。

また同時に、商法上の帳簿書類と国税関係帳簿書類は、それぞれお互いの帳簿書類を兼ねているものが実際には多いわけでございます。したがって、商法上の帳簿書類について電子データの保存を認めるといふ解釈を出されましても、国税関係の方でそのような制度を設けましても、まさにそういう意味で生きたものにならなかった、こういうことだと思います。

○富田委員 今の点は了解いたしますが、アメリカでは、一九六四年の段階で帳簿書類の電子化が許可されていたというふうに書かれている本等もあります。そうしますと、四半世紀日本がおくれているという点が出てきたというふうなことになると思うのですが、コンピュータ等一般社会への普及というのは、アメリカからそれほどおくらないと思うのですよね。

なぜ今回、平成十年度税制改正になってやっこの法案が出てきたのか。アメリカやドイツの例を参考に、本来ならもっと早い段階で出てもおかしくなかったのじゃないかと思うのですが、その点はどういう経緯でこうなったのでしょうか。

○尾原政府委員 残念ながら、今先生の御指摘のように、アメリカやドイツに比べて大変おくらせて今回導入することになってございます。ただ、諸外国と我が国との状況の差を申し上げますと、やはり情報化の進展状況が若干日本の方がおくらいた面もあるのかな、あるいはコンピュータ化の進展状況もおくらいた面があるのかなというの、一つでございます。

と同時に、制度面で申し上げますと、税務訴訟におきましては、アメリカでは立証責任はまさに納税者サイドにあるわけでございますが、日本の場合には当局サイドにある。あるいは帳簿保存義務の罰則があるかないかという面もあつておくらいた面があるという点も御理解いただきたいと思います。

ます。

○富田委員 ちよつと今の点はまた後の質問で尋ねたいと思うのですが、先ほど局長が言われた、コスト削減の要求が強かった。今回の法案が成立することによってどのぐらいのコスト削減につながるのか、そういう点について大蔵省の方で何かデータ等をとって、今回の立法事実としてそういう裏づけがあるのだというように調査結果は何かあるのですか。

○尾原政府委員 この電子データ保存制度の導入によりまして、企業の規模あるいは業種、コンピュータ化への取り組み状況によって個々の差はあるだろうとは思いますが、企業の事務負担やコスト負担はこれまでに比べ大幅に軽減されるというふうに考えております。

例えば、会計処理や業務処理のコンピュータ化に積極的に取り組んでおります大手スーパーの場合、聞いてみたわけですが、帳簿書類の出力費用、保管料などで年間約一億円を超えるコストを支払っている、そうでございますが、これが約四分の一になるといふ推計もござい

ます。

いずれにいたしましても、現在、八割以上の企業が何らかの形で業務にコンピュータを利用しているということを考えますと、今回の制度の導入は、全体として極めて大きな負担軽減効果をもたらすのではないかと考えているところでございます。

○富田委員 一億円で四分の一の削減になるのだというふうな調査結果を今示されましたが、大蔵の調査室の方からいただいた資料ですと、メーカーが二つと大手のスーパー一つを調査した結果で、負担軽減効果というのが本当に四分の一になるような調査結果もいただいておりますが、今回ちよつと調べてみましたら、実は平成六年の三月の段階で、財団法人日本情報処理開発協会の産業情報化推進センターというところが、EDI法的問題調査研究報告書という報告書を出しております、この報告書を見ますと物すごいので

すね。

大手スーパーの例を挙げて、年間に六千万枚帳票を出す、この年間の紙の作成コストと、五年間仮に保管した場合のコスト削減効果を出しているのですが、十五億かかっていたものが、磁気データを媒体にして保存すると、何と百五十万になつてしまふ。これは、このまま本当にこのとおりになるかどうかは、いろいろ基準が違うと思いますが、実際やってみるとまたわからないところはありますと思いますが、これは約一千分の一になつていくのですよね。

もう平成六年三月の段階で、民間の方の報告書ですけれども、こういうコスト削減効果の指摘がされているので、大蔵省もこういうところにも目配りして、もう少し早くこの立法をされたらよかったのじゃないかなというふうに、今回この法案が出てきて勉強して思いました。こういうところにも、立法事実の背景について、これからこういう法案が出る場合に、大蔵の方でもきちんと努力をしていただきたいと思います。

今回ちよつと勉強させていただきましたら、国税審議官の私的研究会であります帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会、これが平成九年三月二十六日付で、「帳簿書類の保存の在り方について」と題する報告書を出されておりました。いろいろな方から、公認会計士の皆さんとか税理士の皆さんあるいは経済団体の方からいろいろ意見を聞かれて、これをベースに今回の法案になったのかと思ひますが、その文の中にこういう指摘がされておりましたので、ちよつと紹介させていただきます。

申告納税制度の下において、税法上の記帳義務と帳簿書類の保存義務は、その基礎となるものであり、帳簿書類の電子データによる保存が行われる場合には、税務執行面における税負担の公平確保の要請についても十分念頭に置く必要がある。

従つて、改ざん、消去が容易である等の電子データの特徴を十分考慮し、電子データによる

保存については、紙による保存から電子データによる保存への変更という保存媒体の変更の問題と単純に捉えることなく、コンピュータ処理を行うこととする場合には、その処理の適正性の問題が適正・公平な税負担の確保上重要であるとの認識の下、真実性、可視性、証拠能力、証明力の観点から十分に検討を行い、電子データによる保存の条件等について必要な法令等の整備を図る必要があると考える。

この報告書に基づいて今回の法案が条文化されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾原政府委員 まさに今回の電子データ保存制度、関係各界からの要望、さらには政府全体としての取り組みを踏まえて導入することにしたものでございます。

国税庁の研究会報告との関係を申し上げますと、まさに国税庁は執行の責任者でございます。我々立案部門に対しまして要望を取りまとめるに当たりまして、今の報告を踏まえた検討が行われたわけでございまして、我々も今回の制度の中に十分反映させているわけでございます。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○富田委員 今の報告書の提言を法文化しようということになりますと、新進党時代に受けた要望なのですが、職業会計人の団体から、この法案についてはこのような点を入れてもらいたい、特にこういうところを入れてもらいたいということ、いろいろ勉強会をやったのですが、その際に五点左右と言われておりました。

ちょっと紹介させていただきますと、まず第一点として、コンピュータ会計法における正規の簿記の諸原則の明文化。コンピュータシステムによる会計記録の作成及び保存は、正規の簿記の諸原則にのっとり、完全網羅的に、真実を適時に、かつ整然明瞭に行わなければならない、この原則を明確化しろと。

二点目として、適及入力についても触れておりまして、一たん入力された電磁的記録の追加・訂

正・削除は、その痕跡をとどめること。その訂正は、簿記の原則に従って、その訂正時に反対仕訳と正しい仕訳をすることにより行う。

三点目として、監査証跡の確保。取引に関する電磁的会計記録は、すべて、原始記録等と決算書等における最終合計金額との間で互いに追跡することができるようにならなければならない。

四点目として、処理プロセス等に関する文書の作成及び保存の点について触れておりまして、コンピュータ会計に関するシステム内容及び処理プロセスは、これを文書化して、法令の定める期間、保存されなければならない。このシステム内容または処理プロセスについて、新規作成または変更したときは、その目的、改定等の内容、使用開始日時等を記載した書類を作成し、法で定める期間、保存しなければならないというふうにされております。

また最後に、五点目として、コンピュータ会計法規遵守に係る担保措置ということ、遵守しない存在を考慮し、コンピュータ会計法規遵守のための担保措置に関し、所要の条件整備を行う必要がある。

この五点を私どもの方で勉強会をやった際に何度も強調されました、こういう原則に基づいてコンピュータに関する法案をつくってほしいというような要請がありました。

この勉強会を通して、今言った二、三、四については今回の法案にかなり取り込まれているのかなと思うのですが、第一点について、ちょっと落

ちているのじゃないか。商法の三十三条の一項には、帳簿は整然かつ明瞭に記載せよというような規定があります。ただ、これがあるだけで、他の商法の規定あるいは税法の規定を読んでも帳簿の記載条件の一般原則を定めた規定がないのです

ね。このために、日本では記帳に対する緊張感が希薄で、きちんと納税している者がはじめに帳簿をつけている、ところが逆に帳簿をつけていないでためなことをやっている人が過半数を占めて得をしているのじゃないか、そういう不公平な

状況がある。

○富田委員 何となくちょっとだまされたような、ごまかされているような気もするのです。本来一般の会計原則でちゃんと定めていく話だとい

うのはよく理解できるのですが、今後大蔵の方でいろいろな法案を出される際に、今のような点も

状況がある。

○尾原政府委員 ただいま先生お話しございましたように、真実性の確保の観点からは相当な制度に

お尋ねの点は、正規の簿記の原則の明文化がな

いのではないかと、お尋ねかと思っております。

○富田委員 何となくちょっとだまされたよう

な、ごまかされているような気もするのです。本

来一般の会計原則でちゃんと定めていく話だとい

ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

○富田委員 何となくちょっとだまされたよう

な、ごまかされているような気もするのです。本

来一般の会計原則でちゃんと定めていく話だとい

うのはよく理解できるのですが、今後大蔵の方で

いろいろな法案を出される際に、今のような点も

ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

○富田委員 何となくちょっとだまされたよう

加除した場合にはその事実が明らかになるようにすることとしておられるわけでございます。

○富田委員 今のところなのですけれども、例えば企業が月次処理を終了した後で、過去にさかのぼって仕訳の訂正という問題が起きたときには、今のコンピュータの処理では会計データが趣及的な訂正によるものであるかどうかはわからないわけですね。現行の簿記の原則に従えば、紙への記入による場合は赤の二重線ですが、これで訂正を行ってきちんと識別が可能なのですから、これもコンピュータ処理の場合具体的にどういうふうに行うのか、今の局長の説明でははっきりしない部分があるのですね。趣及的に訂正あるいは加除した場合の識別はどういうふうに具体的にされるのですか。その点もう少しわかりやすく説明してください。

○尾原政府委員 まさに今申し上げましたが、電子データ保存の真実性確保のための要件といたしまして、訂正・加除の履歴が確保されるシステムの使用及びその履歴を保存する、こういうこととございます。それからもう一点が、各国税関係書類間の記録の相互追跡可能性を確保するというところでございます。それからもう一つが、そのようなシステム設計等を保存しておいてください、こういうこととございます。

○富田委員 今のでもちよつとよくわからないんですけれどもね。

じゃ、入出力者及び入出力日時等の記録を保存する方法というの先ほど例に挙げた中であつたんですが、そういう方法をなぜとらなかつたのか。だがいつ入れたのかはつきりわかれば、それが一番過去の履歴の確保に資すると思うんですが、今回どうもその方法はとられていないようですね。それをなぜとられなかつたのかについてちよつと説明してもらえますか。

○尾原政府委員 ちよつと説明が舌足らずですが、

今申し上げたのは、まさに訂正・加除の履歴が別のファイルにきっちり事実として明らか

になるような、そのような仕組みでなければならぬということをお尋ねは、まさに入出力のログといましようか、そこまで明らかにすればよ

り真実性が高まるのではないかとこのことかと思

います。

しかし、現在その入出力ログの保存というものを調べてみたら、障害が発生した場合への対応等を大体主目的としているようでございます。自社システムにおいてその保存というのはどうも一時的なものになっていくようでございます。あるいは、市販システムの場合は保存の対象となつておりません。

そこで、入出力ログの保存を求めなくても、今申し上げました訂正・加除の履歴の確保、帳簿書類間の相互追跡可能性の確保等の要件を付せば真実性の確保は図られるというふうにご考えま

す。

○富田委員 こういうふうにご理解していいですか。訂正しちやつたところはもうその訂正したの

は見えないですね、コンピュータ処理の場合

は。ただ、訂正あるいは加除した場合には、そ

ういうことをしたんだというのを別のシステムに

きちんとしておき、それによって連続性が追跡で

きるようになるんだというように省令で考

えていくというように理解してよろしいん

ですか。

○尾原政府委員 そのとおりでございます。

○富田委員 あと、今回の法案の中で、このシ

ステムを使う対象者ですけれども、青色申告業者

でかつ相当に質の高い記録を履行している企業を

想定しているようにも条文を丁寧に読んでいくと

思えるんですが、この点、この法の対象となるよ

うな人はどういう人たちになるんでしょうか。

○尾原政府委員 この対象者の問題でございますが、青色申告とかに限定しておりません。

この電子データ保存の容認といふのは、情

報化の進展を踏まえ、規制緩和の観点から求めら

れているものでございますので、まさに納税者全

体がこの一定の要件の電子データ保存に該当する

かどうかということで、この対象を決めることに

しているわけでございます。

○富田委員 あと、今回は税務署長の事前承認制

という手続をとっているわけですが、なぜ

届け出制ではなかつたのか。当委員会でも何

この質問は出たようですが、なぜ承認制なのかと

いう点と、その承認基準あるいは承認の要件につ

いても検討が進んでいるのであれば、このよう

ふうになっていきますよというのを明示していただ

ければ、電子データ保存をしようと思つてい

る人たちにとても安心な材料になるんじゃないか

と思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○尾原政府委員 今回の電子データ保存制度の導

入に当たりましては、この帳簿書類は申告納税制

の基礎となる重要なものでございます。そのよ

うなことから、真実性確保のための要件、可視性

の確保のための要件のもとで、税務署長の承認制

のもとで電子データ保存ができるようにしてござ

います。

が。先生、届け出制ではなぜだめかというよう

なお話がございました。実は、届け出制というこ

とになりますと、訂正・加除の履歴の保存など、

事後的には補うことができない要件が出てくるわ

けでございます。例えて申しますと、後になって

訂正・加除の履歴が保存されていなかったとい

ことがわかつた場合、じゃそれを再現できるかと

いいますと、届け出制によつて後から確認したの

ではこれは取り返しがつかない状況になるという

ふうにお考えですか。

それから、納税者サイドのご意見ですが、

届け出制でございますと、一定の要件を満たした

めに非常に慎重になり過ぎるということ、設備

投資をたくさんやり過ぎるというようなことも場

合によつては出てくるのかなというような問題が

ございます。

それから、承認制でございますれば、まさに電

子データ保存に関する税務署の処分に関して不服

があつた場合、これはきちつとした手続で納税者

が争うという道があるわけでございます。届け出

制の場合でございますと、恐らく法律でどうい

ということを検討していくべき課題だろうと考えているところでございます。

○富田委員 ありがとうございます。

○坂井委員長代理 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 自由党の谷口隆義でございます。

きょう、初めに法人税の実効税率についてお聞きしたいと思いますが、税は国の基本であり、税によって国が変わる、このように言われておるところでございます。税制には理念がなければなりません。そういう観点で、まず初めにお聞きしたいというように思うわけでございます。

御存じのとおり、従来は実効税率が四九・九八％ございました。先ほどの御答弁にもございましたが、今回の税制改革の結果、実効税率が幾らになり、それはどのような観点、理念からそのような改革が行われたのか、まず初めに御答弁をお願いしたいと思っております。

○尾原政府委員 法人の、表面税率と我々言っておりますが実効税率で言いますと、四九・九八から四六・三六へ今回三・六二引き下げられることになっております。

今回の理念でございますが、課税ベースを適正化するとともに、思い切った税率の引き下げを行うというところで、国税である法人税の基本税率は三％引き下げ三四・五％ということで、シャープ税制以来最も低い水準でございます。

また、各国比較を行っても、アメリカの連邦法人税率を下回るわけでございまして、大抵他の主要先進諸国並みに国税についてはなるものと認識しているわけでございます。

以上でございます。

○谷口委員 今主税局長おっしゃったように、今回は国際的整合性、こういう観点からの税率の引き下げがあったのではないかと、このように思うわけでございますが、国際間によって税率の差がある。これは、それぞれの国によってそれぞれの状況が違わなければならないので、差があつて当然ということでございますが、しかし、余りこの差が大きくなりまして、国際的な取引の中で高いと

ころから低いところに流れるというようなことになるわけでございまして、ある程度はそういう国際間の税率を念頭に入れた税制改革が必要である、このように考えるところでございまして。

先ほどアメリカの税率について若干触れられましたが、国際的な実効税率の差と申しますか、こういう観点を、今おっしゃったのは多分国税だけが念頭にあつておっしゃったと思いますが、地方税も念頭にに入れて、今回、四六・三六％という表面税率と申しますか、実効税率になったプロセスをおっしゃっていただきたいというように思っています。

○尾原政府委員 今、実効税率について全体の数字を申し上げましたが、いわゆる地方税につきましてその内訳を申し上げますと、地方税が一六・五から一五・二八、国税の実効税率は三三・四八から三一・〇八、その結果、四九・九八から四六・三六になっております。

なお、法人税率につきまして、国税の法人税率につきまして三％引き下げということを申し上げましたが、地方の事業税につきましても課税ベースが適正化された分、一二％から一一％へと一％引き下げることにしております。

なお、国、地方をあわせた法人課税の実効税率のあり方につきましては、地方の法人課税の問題など、平成十年度の税制改正における答申で指摘されているところをございまして、今後、まさに外形標準課税の検討を中心に政府税制調査会で勉強がなされていくものと考えております。

○谷口委員 御存じのとおり、本年の四月から外為法の自由化が始まるわけでございます。資金的には従来と比較してより一層頻繁に国際間を移動する、こういう状況の中で、先ほど申し上げました、実効税率を国際的な実効税率を念頭に置いて決めるということが極めて重要ではないかというように思うわけでございまして、我々自由党は、従来から四〇％の実効税率をやるべきである、四〇％程度の実効税率でないと、なかなか国際社会の中で我が国が利益を稼得してやうていこうとい

う企業が少なくなるのではないかとというような危惧が出ておりますので、そのように申し上げておるところでございますが、今回の実効税率の引き下げ程度で果たして、そのような国際間の資金移動といえますか、むしろ、我が国から資金が出ていくというようなことを避けられると考えていらっしゃるのでしょうか。

○尾原政府委員 今回の法人税制改革でございますが、まさに国際的潮流を踏まえた検討を行ったものでございまして、法人税率の三％引き下げ、実効税率におきましても四九・九八から四六・三六と引き下げさせていただきました。まさに企業活力の発揮あるいは国際競争力の維持に役立つ改正だと考えておりました。経済構造改革に大きく資することになるというふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 ですから、私申し上げましたように、より一層の実効税率の引き下げが今後必要ではないかというように申し上げておきたいというように思っています。

それでした、先ほど申し上げました、我が国は今どんどんグローバル化が進んでおるわけでございますが、そういうグローバル化を念頭に入れた配慮が今回の税制改革の中で行われたのか、もし行われておるならばどういった観点で行われたのか、教えていただきたいというように思います。

○尾原政府委員 まず、課税ベースを適正化し、税率を引き下げるといいますのは、何度か御説明させていただきましたが、米国、英国あるいはドイツでやられてきた手法でございまして、税制そのものを経済に対してより中立的なものにしていくということでございます。そういう意味で、今回の法人税制改革は、その基本的な手法、考え方におきまして国際的な潮流を踏まえたものになつておるのではないかと考えています。

それからなお、課税ベースの問題でございますが、引当金、減価償却、費用収益の計上基準あるいは資産の評価方法など、商法、企業会計との関係も含め検討いたしましたし、また国際的な会計

基準がどうなつていくかというようなことも念頭に置きながら、今回、適正化を図ることとしておるわけでございます。

○谷口委員 ぜひ、そういう観点を忘れないでやっていただきたいというように申し上げたいと思います。

あと、その次に、これは今回の法人税関係の改正の中で、割賦販売の収益に係る認識基準の変更と申しますか、一部廃止が行われておるところでございます。

この内容を見ますと、従来、割賦販売に係る商品の販売収益につきましては、割賦基準というのがあります。入金に基づいて収益を認識していく、その段階で課税が行われる、このようになつておつたわけでございまして、今回の改正でこれを廃止し、激変緩和措置はこれはあるようでございますが、賦払い期間が一年以上であるという一定の要件を満たす商品の割賦販売についてののみ、現行の延べ払い基準で収益及び費用の額を計算することができるというように改正をされておるわけでございます。これはちょっと私理解しにくい御答弁をお願いしたいと思っております。

○尾原政府委員 まず、やや大段に聞かせるかもしれませんが、今回、課税ベースの見直しの視点といたしまして、実は法人課税小委員会の報告にあるわけですが、七つほどあったのではないかと思います。一つは、費用または収益の計上時期の適正化、つまり、税制の立場から、各年の企業業績を的確に把握、確定するため、費用または収益の計上時期を適正化するというものでございまして、今回の割賦基準の改正は、まさにこの一に当たると考えています。

なお、参考までにそれ以外の視点を申し上げますと、保守的な会計処理を抑制する、あるいは会計処理の選択制の抑制・統一化を図る、債務確定主義の徹底を図る、経営概念の厳格化を図る、租税特別措置の一層の整理合理化を行う、国際課税の整備を行う、こういう中での一項目でございます。

ます。

この割賦基準の見直しについての考え方をもう少し申し上げさせていただきますと、割賦販売等をする方でございますが、二つの機能があるというふうに思われます。一つは、言うまでもなく商品の供給機能でございます。もう一つは金融機能、この双方の役割があるのかなと思います。

それで、国際的に見えますと、割賦販売につきましては、基本的には商品等の引き渡し時に収益を計上するというにされているわけでございします。仮に割賦基準のままでということになりますと、実は、商品等の供給機能のみを果たして金融機能は別の会社、第三者にゆだねている法人と、今両方の機能を一つの会社でやつて割賦基準を採用しているものとの間では、収益計上時期の比較においても不均衡が生じていると考えられるわけでございます。

そういうことから、今回、割賦販売等による商品等の販売収益につきましては、基本的にその引き渡し時に計上することを提案させていただきます。この場合、今先生が言われましたように、賦払い期間が二年以上の期間にわたるものなどの要件を満たすものにつきましては、現行の延べ払い基準により収益の額及び費用の額を計算することができるよう配慮することとしております。

なお、この割賦販売に係る収入のうち金利相当部分でございますが、引き渡し時ではなく、代金の支払い期限到来時に収益計上を行うということとを認めることにしているわけでございます。

また、一挙にこれを行うわけではなく、まさにこの課税ベースの適正化は企業活動への影響に配慮する必要があります。また、財政構造改革というものにも配慮する必要があります。そういうところから、六年間の経過措置期間を設けるということにしているわけでございます。

○谷口委員 それぞれの販売形態というのが多岐多様にわたっておりまして、今主税局長おっしゃったように、引き渡しの際に収益を認識し

て、その段階で課税されるというのが一般的でございします。

ところが、この割賦販売の場合は、先ほども申し上げましたように、一たん販売する、販売してその回収は例えば十回であるとか二十回であるとか分割になっておるわけですね。ですから、その入った段階で収益を認識する、これが一般的でございします。また、割賦販売の場合は、最終の入金がないと売り主に所有権は留保されておるわけでございします。

また、先ほど聞いておりますと、供給機能と金融機能というような話が出ておりましたが、この割賦販売業者はいわゆる自己月販と申しまして、ファイナンスも自分でやつておるわけですね。どこかのクレジットを利用するというところでなく、みずから金融機能を持つてやつておるところでございまして、従来この方式がずっと認められてきて、今回このような売上計上基準を廃止しなければいけない理由がどうも納得できないというように思うわけでございまして、今主税局長お話しなさったことを聞いておつても、どうも納得がなかなかできないわけでございします。多岐多様の収益認識基準が御存じのとおり税法でも認められておるところでございします。これを一律に引き渡し時に課税するというのは若干やはりおかしいのではないかとこのように思っております。

が、このあたりもう一度御答弁お願いいたしたいと思ひます。

○尾原政府委員 今回のこの改正は、まさに課税ベースの適正化という観点から行うことにしたものでございします。

なお、日本の、昭和四十九年、改正前の旧企業会計原則におきましては、一種の回収基準を指示していたわけでございしますが、昭和四十九年に改正された新企業会計原則におきましては、回収基準は理論的に現金主義に属する基準ではないか、まさに企業会計原則の実現主義の例外となるのではないかというところから、原則として企業会計においても既に販売基準を採用するよう改め

られていたものでございします。

それで、今回の課税ベースの適正化でございますが、税制の面で所得計算を行う場合、できる限り同じような基準で所得が比較できるということが大切だということに考えております。

他方、現実の問題として、高額な商品、二年以上わたるようなものもあることも事実でございします。まさに二年を境に今回の改正を行うことにさせていただいておるわけでございします。

なお、今回の割賦基準の見直しでございますが、中小軽減税率につきましても三%引き下げることにしてございします。それで、まさにこの課税ベースの適正化、この経過措置期間は六年間でございまして、これが過ぎますと、まさに税率引き下げの影響がそのまま軽減効果として出てまいります。したがって、今回の割賦基準の問題も、今申し上げましたような法人税制改革の全体の姿の中で御評価いただければというふうに思っているわけでございします。

○谷口委員 実務の世界を見ますと、この割賦販売を利用しておる割賦販売百貨店というのがありまして、どうもこれが大体我が国で三百社ぐらゐあるようですね。またあと、それ以外に大型建築機械なんかこのような販売形態をとつておる。ですから、言えは極めて小さいマーケットなのですね。この極めて小さいマーケットを、従来踏襲しておつたやり方を廃止して違つたり方と申しますか、原則的な課税のやり方にやるというの、まさに中小企業いじめではないか、このように言われるところでございまして、この販売形態からして、当然こうあるべきだという収益認識基準でございします。どうも課税ベースの拡大というのは私ちよつとびんどこないところがございします。再考していただきたい。

大蔵大臣、今私が申し上げましたこの割賦販売に係る収益認識基準について、御見解をお願いいたします。

○尾原政府委員 今回の課税ベースの適正化に当たりましては、法人課税小委員会を実は平成七年

十月に設置いたしました。この報告書は平成八年の十一月、一年間かかったわけでございしますが、審議の都度、実はすべて外に出しまして、意見を聴取しながら進めてまいりました。

また、今回の具体案を作成するに当たりまして、昨年の六月からいろいろヒアリングをし、この割賦の、クレジット協会とございまして、そのいうところからもヒアリングをし、進めてまいりました。さらに、今回の具体的試案につきましては、平成九年の十一月にも提出させていただき、十二月にも同じように出させていたという形で、全体として問題がないように、つまり広く世に問う形で今回の改正を進めてきたわけでございします。

ただ、おっしゃるやうに、今回の改正が全く影響がないというわけではございませんので、そこはまさに経過措置をとるという形で対処させていただきます。今回の課税ベースの適正化の一環といたしまして適正化を図ることとしておるわけでございします。何とぞ御理解いただければと思うわけでございします。

○谷口委員 時間が参りましたのでこれで終わるわけでございしますが、どうもおっしゃつておるやうに、私には大した影響はないわけであつたので、そういう販売形態の場合に、このやうなことを認めてもいいのではないかとこのように私は思つております。

また、先ほども申し上げたやうに、マーケットは極めて小さいですね。これが税金にどのくらい影響があるかといつたら、大した影響はないわけであつたので、またそれが間違つた処理をしておるということであれば、これはまた問題でございしますが、そういうことでもないということでありまして、従来あるべき姿に戻していただきたいというように申し上げまして、私の質問を終わりたいというように思ひます。

○坂井委員長代理 次に、佐々木憲昭君。○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござい

ございます。

政府は、三月十三日に、第一勧銀を初め四行に對して公的資金で優先株を購入するということを閣議決定しました。そして本日、引き続いて十七行に對しても公的資金の投入を認めたということであり、合せて約二兆円、大変な血税が使われるということになるわけであり、私は、そもそもこういう形で国民の血税を使う、この仕組み自体に反對であります。とりわけ問題なのは、今回の大蔵省、日銀不祥事に関連をして過剰接待を繰り返した贈賄銀行に財政資金を投入するという点であります。これはどう考えても私は道理がないというふうに思っています。収賄で逮捕されたのは、大蔵省、日銀、道路公団など合わせて六名であります。しかし、収賄の裏には当然贈賄があるわけで、収賄には贈賄というのが裏腹の関係であります。

今度の贈賄事件で、この贈賄側となった銀行、これは現在明らかになっているだけでも、第一勧銀、さくら銀行、富士、東京三菱、あさひ、三和、住友、都市銀行だけで七行であります。これに興銀と長銀を加えて、九行が贈賄側となっているわけですね。中でも、総会屋に対する利益供与事件で処分中の第一勧業銀行に公的資金の投入を決めたことは、私は極めて重大だということに思っています。

そこで、松永大蔵大臣にお聞きをしたいわけですが、三月十一日のこの大蔵委員会で、私の質問にお答えになりました、総会屋への違法な融資、利益供与を行って行政処分を受けた第一勧銀のような銀行については特に厳しい審査をすべきだ、こういう意味の答弁をされました。この第一勧銀については、既に公的資金の投入がそのまま申請どおり決められたわけであり、特に厳しい審査をする、こう言われたわけですから、具体的にどのような審査を行ったのか、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕
○松永国務大臣 委員御指摘のように、不祥事に

関与したような銀行の場合には特に厳重に審査する必要があるということをお答えをいたしましたし、そう思っております。実際、この銀行については、社会性、公共性を踏まえた経営理念を厳しく審査する必要がある、そういう考えから、実際の審査委員会において、御指摘の第一勧業銀行の場合もそうであり、私から法令遵守体制をどのように整備しているかという点、この確認を求めると同時に、特に倫理規定の整備、それから反社会的勢力との決別宣言といいますが、対決姿勢、こういったものを明確にしたい、こういったことを申し上げて、その点についての確認をした上で、そこで申請を認めるような議決に実はなつたわけであり、

今申したような点については特に厳しく審査を實際にしたわけでありまして、しかもそれは、審査の際に来た銀行の代表者、頭取であつたかと思ひますけれども、今申したような点を発言して、そしてそれに対応する書類も提出してもらつて、それで審査を終えたということでございます。

○佐々木(憲)委員 では、具体的に伺いますけれども、今回贈賄事件を引き起こした銀行、先ほど述べましたが、九行がそれに当たるわけですが、具体的なこの贈賄の事実について社内調査を行うということは、当然それらの銀行はやらなければならぬと思つております。最低限それは必要だと思つておられるけれども、例えば健全性確保計画、そういう内容については書かれてい

ますでしょうか。
○松永国務大臣 前回決まったものについては、健全性確保に関する計画書も公表されたところでありますが、きょう閣議決定した分も五時過ぎに公表になったはずでございます。それをこらにいただければ大体のことがわかることになっておるわけであり、まず倫理規定遵守、倫理規定を整備してこれを遵守するという姿勢、それから、特に総会屋絡みの銀行については、反社会的勢力との決別宣言、対決姿勢、こういったものが約束

されておるはずでございます。そういったことをきちつと代表者に申し渡して、それに基づく書類が出て、それで審査を終えたという経過でございます。

○佐々木(憲)委員 私が聞いていたのは、そういう規定を新たにつくつたりあるいは厳しくしたり、そういうことをやっているかどうかということではなくて、贈賄事件を起こしたわけですから、その贈賄事件を起こした銀行が、その行内で實際に何があつたのかを調査し、そしてその規定に基づいて処分を行う、こういうことを具体的に表明しているのかどうか、あるいは書かれてあるのかどうか、この点を聞いていたわけです。

○松永国務大臣 贈賄をしたということで当局の取り調べを受けた者に対する事実関係と処分というものは、これは捜査当局がやるべき事項だと思つております。私どもがやったことは、これから絶対しないような体制をつくつたかどうかという点に我々は視点を置いて審査をしたわけであり、すなわち、倫理規定をきちつとつくつてそれを遵守するようにしておるか、先ほど言つたように、総会屋など反社会的な勢力との対決姿勢をきちつとやっているかどうか、それを實行に移すという姿勢があるかどうか、そういった点を私どもは特に注意をして、そして申請銀行の代表者に申しつけたということでございます。

○佐々木(憲)委員 檢察が調べるというのは当然やっておりますけれども、問題は、銀行自身がつまづける行内で起こつたことですから、みづからの自浄作用として、實際に何が行われたかについて調査をし、どこに責任があるかを明らかにして、そして一定の規定に従つて処罰をする、こういうことをやっているかどうかというものが極めて重要なわけであり、それをやらずに、一般的な規定をつくつた、これだけでは何の自浄作用にもなつていかないわけでありまして、實際、今までもそれぞれの銀行は独自の倫理規定を持っているわけであり、持つていながら事件を起

こしているわけであり、

ですから、繰り返さないという体制をつくるためには、もう二度とやりませんというような、あるいはこれからはこういうことを守りますという一般的なことでおぼろげで、實際に起こっていることについてどのような対応をしているかということが重要なわけであり、健全性計画に書かれていますか、その点は。

○松永国務大臣 繰り返すことによって恐縮でございますが、贈賄をしたということで捜査当局の取り調べを受けた者についての処置というものは、これは捜査当局が厳正にやることだということに思つておりますが、私の方で注意したことは、これは特に第一勧銀の場合でございますが、まず「公務員等に対する接待・贈答の全面禁止」それに対して第一勧銀の約束といひますか誓約したことは、

当行は、清例で透明性の高い経営を長期間にわたり確保することを内外に表明しております。このような方針のもと、公務員およびみなし公務員等に対する接待・贈答を全面禁止することといたしました。既に全店宛て通牒を発信し、これについての周知徹底を図つたところであります。

それから、検査体制につきましては、検査部による臨店検査時に、公務員およびみなし公務員等に対する接待・贈答に關し、その遵守状況につき検査を実施いたします。

それから、この定め違反するものにつきましては、法律違反となる場合は言うに及ばず、当行服務規律違反ということになり、その違反の程度に応じて、懲戒規程に則り、厳正な人事処分を受けることとなります。

こういったことを誓約させたというのか、そういうふうにしたわけでございます。

けであります。私もこれは持っているのです。持っておりますが、問題は、今回問題となった贈賄事件についてどのように調査をし処罰をするのかということが書かれていないのです。」「当行は、清例で透明性の高い経営を長期にわたり確保することを内外に表明しております。」「表明していたら、こういう事件は起きないわけでしょう。表明したとおりやっていたら、しかし、起きたわけですから、起きた以上は何が起きたのか調査をし、だれが責任をとるのか、この点をはつきりさせるということが、健全性を確保するためには大事なことでもあります。そのことについて何も書いていないじゃないですか。」

私は、今おっしゃったように、二十一行の健全性確保計画について全部取り寄せました。持っております。書いておりませんよ、今回の問題について。九行が贈賄事件を起こしたわけですね。贈賄事件を起こしていないが、今回の贈賄事件について具体的な調査もしない、具体的な処罰もしない。そういうことをやらないと、実際にはまた同じようなことが起こってくるのです。

その点について、私は今回の公的資金投入というのは極めていいかげんだと思うのです。贈賄事件を起こした銀行に対して国民の税金を注ぎ込む。しかし、贈賄事件を起こしたことについては何ら具体的な調査も処罰もしない。銀行自身が自浄作用を発揮しない。それが今回のやり方だということですよ。私は、こういうやり方は絶対に認めるわけにいかない。

この点について、時間も参りましたので、私も引き続き政府に対して強く要求を行うということを表明しまして、もう時間がありませんので、これできようは終わらせていただきます。

○村上委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 お疲れさまです。先日は、大蔵大臣には問題があれば厳正に対処する、という、そういうお言葉をいただきました。ありがとうございます。最高責任者の威令が行き届いて、十分調査をしていただいた上できようは

御答弁ができるものと期待しておりますので、たつた十五分ですので、簡潔明瞭に先日の宿題を答えてください。いいですか。もうわかった範囲内でどんどん言ってください。

○福田政府委員 お答えいたします。何点も御指摘いただいておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

まず第一点、日産生命作成の金融機関と日産生命連名のパンフレット、WILLER-Wellerについての日産生命にどのような指導をしたかという点でございますが、当局におきましては、この金融機関と日産生命連名のパンフレットにつきまして、大分昔でございますが昭和六十三年七月に、保険会社以外の者が保険募集者であるというように誤解をされかねないということで、日産生命のみの表示に改定するよう指示しております。当局の担当係長から日産生命の担当課長に口頭で指示をしております。日産生命は、その指示を受けまして、六十三年度末を目途に委託代理店からのそのパンフレットの差し替え作業を行って、今は元年三月に終了したということでございます。ただ、細かくなりますが、提携先金融機関のうちスルガ銀行につきましては、既に元年一月には原則提携ローンそのものを取りやめておりましたし、それ以前にも提携の縮小を求めておりましたので、削除したパンフレットの差し替え自体を行う必要がなかったと思われまして、差し替えが実際に行われたか否かは明確でございません。

それから第二番目に、スルガ銀行に対する指導の経緯でございますが、御指摘が大きき二つございまして、一つは、スルガ銀行作成のローンチラシ、ステップという保険料ローンのチラシでございますが、これにつきましては、昭和六十三年六月に外部からの御指摘を受けまして事実関係の調査を指示したところ、同じ六十三年六月にこれはスルガ銀行より、銀行員が保険募集を行っていたかのような誤解を契約者と与えないよう全行員に周知徹底するとともに、このチラシを回収し文言を修正する等の回答を得たわけでございます。

当局におきましては、さらに指示をいたしましたところ、銀行におきましては七月、翌月に至りまして古いローンチラシを回収し、改定した新しいローンチラシを使用することとなったとの報告を受けております。

それから、同じスルガ銀行の第二点目の御指摘でございますが、スルガ銀行の内部資料の中に「本件はたてまえのことでありまして」という記載のあった資料でございますが、これは提携ローンに係るスルガ銀行内部の研修教材でございます。これにつきましては、平成元年五月、正確には二十四日でございますが、衆議院の大蔵委員会におきまして矢島委員からの御指摘を受けて、同日、スルガ銀行に対して事実関係の調査を指示したわけでございます。これに對しましてスルガ銀行から、この研修教材は前年の昭和六十三年、さつき申し上げましたローンチラシの是正指導の際よりさらに以前に作成した内部教材でございます。まして、平成元年五月にはこの研修教材を既に使用しておらなかつたわけですが、法律に抵触するかどうかの疑念を抱かせる文言があるということから、行内において直ちに回収を指示した旨の報告が、同じ五月二十五日でございますが、当局にございました。

本件一連のてんまつにつきましては、翌月、平成元年六月に改めててんまつ報告を求めるとともに、その際当局からは、部内研修の場とはいえ、違法行為を容認するかのとき文書を使って商品説明の研修を行うなど行き過ぎた行為を根絶するよう再度指示しております。同じ六月に、当時の平澤銀行局長がスルガ銀行の岡野頭取を呼びまして、健全かつ適正な業務運営に努めるよう厳しく指導いたしております。なお、その提携ローンにつきましては、スルガ銀行においては平成元年五月以降取り扱いは行われていないと承知しております。それから、スルガ銀行以外の提携金融機関につきましてはどのような指導を行ったのかという点でございますが、先ほど申し上げましたように、日

産生命作成のパンフレット、WILLER-Wellerの表示が連名になっておりましたことにつきましては、スルガ銀行以外についても金融機関の名称は削除されたところでございます。

この際に、各金融機関に対して当局が直接指導したのかとお尋ねでございますが、これは、まず当局としましては各金融機関の自主的な対応にゆだねたところでございます。金融機関すべてに一律の指導を行ったわけではございませんが、個別具体的な苦情等があった場合には、申し出内容に即してその都度対応してきたものと承知しております。

なお、ローンチラシの書きぶり等は金融機関によつて区々でございますが、必ずしも一律に指導したい面があったことは御理解いただきたいと思います。

とりあえず、以上でございます。

○上田(清)委員 ちゃんと調べれば、ある程度わかるじゃないですか。それを、あなた、何にも答えずに、個別案件だから答えられませんか。平気な顔して言っていたでしよう。だめですよ、院をなめちゃ。丁寧に調べればさきつと調べられるということでもあります。本当に大変御苦勞さまでした。

それで、少し確認したいんですけれども、明確な違法性はなかつたというふうな判断も、前回、答弁の中であつたのですが、この日産生命そのものの内部の報告書の中で、今お話しされたような案件で、六十三年の十月二十日あるいは十一月一日の報告書についてのヒアリングを受けたが、担当課長補佐の所感、文書内容はともかく、極めて銀行法、募集取締法違反を推定し得る取扱件数であつた、こういう内部文書を日産生命の中に残しておりました、後でぜひ担当の方でも私の部屋にでもとり来ていただいても結構でございます。また、大蔵省保険部保険第一課斎藤募集管理係長、小林調査係長の名で、いわゆる提携ローンのヒアリングをやつた内容が日産生命保険の内部資料として残っております、必ずしも内部で使

わかれた教材が結果的に何ら違法性に影響を与えなかったような内容じゃない資料を含んでいるというふうには私は思っております。ここで十五分間で議論する時間がございませんで、ぜひ係官にこの資料をとり来ていただいて、もう一回再調査していただきたいというふうに思います。

とにかく、最終的には、ローン提携金融機関が百六十三行、契約件数が四十万件、年金保険だけで三十三万件、日産生命経営破綻時において総資産の半分の一兆円がこの年金保険であったということでありまして、あなた方が注意した後でもぐんぐん伸びているんですよ、契約件数が。半端な伸び方じゃないし、また代理店を使つてやったということも判明しておりますし、協力預金のこと、それから代理店の問題について、私まだ十分言及しておりませんので、委員会で作るのか部屋でぐんぐんやるのかわかりませんけれども、どっちにしてもまだ十分じゃありません。私は納得できませんので、ぜひ今申し上げましたことを注意していただいて、確認の作業をしていただきたいと思ひます。

御苦労さまでした。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民友連の北橋健治です。

まず最初に、大蔵省並びに日銀の不祥事というものが起こりまして、捜査が続いております。国民の間には著しい不信感というのが渦巻いております。そしてまたマスメディアの社会でございまして、さまざまな報道、それはすべてが真実であるとは思えませんが、いろいろな報道がされております。

この間、私が地元で多くの方から指摘を受けたのは、接待魔王という方は逮捕されるんですか、こういう話でありまして、魔王というのは、ゲーテの詩の魔王であります。あるいは、最近では接待魔王という言葉もあるのだそうでありまして、つまり、いろいろな情報をマスメディアを通じて庶民、一般国民の方はよく知っておられます。

そして、その中で、皆さんが非常に不思議に思つていらつしやるのは、不幸にして自殺をされた方、あるいは捜査当局に逮捕された例というのはノンキャリアの方、そして最近ではキャリアの方も含まれておりますけれども、実際、業界との癒着だとかあるいはいろいろな問題で問われるような接待、こういったものは最高幹部の方が一番接待額も大きいのではないかと。これまで逮捕された例を見てみると百数十万とか二百何十万という額でありまして、報道によりまして七百万、八百万だとか、一千万以上だとか、そういった話が出てきて

いるわけですが、私がいまして、まず、大臣にお伺いいたしますが、私は、すべての、五百人以上と言われている、その金融行政に携つた方の調査をするのには時間がかかると思ひます。しかし、もうそんなに多くの方ではないのではありませんか、世間の関心を持たれていられる方は、十名前後でしよう。そういった方々について、それは皆さん幹部であります。局長、審議官クラスの方であります。そういった方々についてはもうとつとつと昔に調査は完了している、私はそう思ふのでありますけれども、伝え聞くところによりますと、調査はまだだという説もある。したがりますと、五百数十人全体の調査が出る前に、大蔵省の高官については速やかに、この接待、その経緯、そういったものについてはきちんとした報告をまず本院になされるべきではないかと思ひますが、いかがでしようか。

○松永国務大臣 前にも申し上げたことがあるかも知れませんが、今回の調査は、当然のことながら、国家公務員法に基づく厳正な処分をするというのを前提にして、その処分を厳正に行うための資料集めという性格を持った調査でございまして、したがりますと、内容的にも、委員を含めて多くの人に一定の評価が得られるような内容のあるものでなければならぬというふうに私は思つております。というのは、去年の秋の調査が余りに簡単というか短期間でやったものでは

ら、後で非常に批判を浴びたということもありまして、それを浴びないように、スピーディーに、かつ内容はきつちりと、そういう考え方で私自身は取り組みを始めているところであります。御指摘のような、幹部クラスの人について先にさつとやれという御指摘でございませうけれども、やはり食等の場合には、同席者の話も聞いて、そしてそれを突き合わせるという作業もしなければなりません。そして、処分ははばりばりではなくして、まとめて一括してやるのが妥当だ、こう思つておるわけでありまして、その意味で、一部の者について前倒し的にというものは、御意見としてはわからぬでもありませんけれども、やはりまとめて処分をしたいというのが私の考え方でございます。

さようなことでありますので、私自身、非常にそれに当たる時間とれずらいにいらしてるところでありますけれども、事務方には急いでやるように、そしてさらに、予算委員会でもございまして、たか、どこかの委員会でも、政務次官にも手伝つてもらつて、そしてやれという話でございまして、その点も、政務次官に相談相手になつてもらつて、そして進めていきたい、こう考えておるわけでございます。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○北橋委員 今の答弁は極めて遺憾であります。

大蔵省の再生、信頼を勝ち得るために、大臣は先頭を切つて頑張ると言つてこられたわけでありまして、今国民が注目しているのは、さまざまなマスメディアを通じて極めて疑惑と思はれているような人物、十人前後であります。その人たちに對して調査をするということは、時間がかかるはずがない。この問題で調査を始める、あるいは捜索が入つた時点から相当の時間がたつております。私はそういう意味で、国民の目をそらせる意図があるのではないかと、そう思つております。確認しておきたいのですが、小泉厚生大臣の場合は、厚生省汚職のときには、調査をするときに、もし事実と違ふことができた場合には厳格に処分

するぞという、そういう指示を彼は号令一下出したのです。これは相当きいたそうなんです、いろいろ聞いてみますと。当然それぐらいのことをやつていらつしやるのでしうね。

それから、もう一度聞きますけれども、なぜ十人前後のこれだけ疑惑ではないかとさんざん指摘されている人物について、五百数十人と一緒にしか出せないのか。それではとても私は大蔵省の再生のために頑張つていられる大臣とは思えませんが、答弁を求めます。

○松永国務大臣 正直に述べた人がばかを見て、うそをついた人が得をするなどということは、絶対に私はあつてはならぬと思ひます。その意味では、調査の結果が日ごろその人が申し立てたことと異なる、こういった場合には厳しく処分を行うというのとは当然のことだと思ひます。

○北橋委員 押し問答をしていても、大臣は何か五百数十人と一緒にしか出せないということにございませうけれども、これではとても私は国民の理解は得られない、そしてこれからは国民の不信感が増幅していきかねない、大変憂慮すべき御発言だと理解をいたしております。

さて、刑事的な責任というものは捜査当局が今やつておるわけではございませうが、先ほど申し上げましたように、逮捕された人たちというのは、位といひますか役職が、局長、審議官クラスでございませう。接待の額も、今までの収賄罪の過去の事例からいいますと、それほど高くはありません。しかし、いろいろなメディアを通じて、七百万を超えるような人の話がいつぱい出てくるわけではございまして、私は当たらずとも遠からずであらうと思ひます。そういう方々については、私は、刑事的な責任は問われなくても、行政官としての社会的道義的責任は免れない、そのように思ひますが、大臣、どう考えますか。

○松永国務大臣 一部の新聞とか雑誌とかに出てくるのが事実とすれば、捜査当局の捜査の対象でなくとも、これは相当厳しい処分をしなければ

ならぬ事態だろう、そういうふうに私は思います。
○北橋委員 大臣、もうそういう問題になりそうなの人名は特定されているのじゃありませんか。

現に、日銀のいろいろな汚職もありまして、金融行政に対する信頼を取り戻すためというものをすべきかというときに、ノンキャリアの人たちとか捕まったらキャリアの人たちは額がまだ非常に低い、その二倍、三倍もらっている人がいるのは当然だろう、そんな人たちはこの際総退陣してはどうかという、いろいろな識者のそういう声もありまして、私はそれは世論の支持を得られると思うのです。

したがって、捜査が一段落をした時点におきまして、逮捕された人と比べて明らかに接待額が大きい人たちは、私は無罪放免ではあり得ない、そういうことを無罪放免にしておつては、私は大蔵省に対する信頼を取り戻せないと思いますが、どうですか。

○松永国務大臣 報道を真に受けるわけにはまいりませんから、先ほど申したとおり、事実とすれば、私は、厳正な処分をしなければ済む問題じゃない、そう思っております。

○北橋委員 もう少し捜査当局の状況を見守った上で、改めて質問させていただきますが、私は、この問題はきちんと本当に早くけじめをつけなければ、大蔵行政の再生にはつながらないと思っております。

きょうは法人税の質問の時間でございますが、前回も質問させていただきました。橋本総理も、今回の税制改正によつても、なお外国に比べて高いという認識を経済団体首脳に対して示されておりますが、松永大蔵大臣も総理と同じように、今回法人税の税率を下げたわけでありまして、なお高いという共通の認識をお持ちになっていると思ひます。

それで、じゃどうやって下げるかというときに、前回質問しましたように、自民党の森総務会長ははつきりと、四〇%ぐらいまで実効税率を下げる

ばならぬ、その場合には地方税だ、法人事業税を引き下げることをやらねばならぬと言いました。つまり、国税の世界で法人税をさらに下げるということは、そのコメントの中にはございません。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、これから景気対策でいろいろな追加というものは当然考へになつていいると思ひますけれども、公共事業だとかあるいは所得税減税、いろいろな議論がありますが、やはり設備投資を促進する、企業の活性化を図るというところは景気対策で重要な柱でなければなりません。大臣、総務会長言われるように、それは地方税の世界なんだ、そのように割り切っておられるのでしょうか、それとも、大臣も今なお割高だと思ふのであれば、国税の世界において努力をされる余地があるんでしょか、お伺ひいたします。

○松永国務大臣 国税における法人税の減税措置、今まさに御審議をお願いしているところでございまして。国税と地方税と合わせた実効税率が外国に比べてまだ高いという認識は持つておるわけでありまして。その意味では、これから目を付けるべきは法人に対する地方税だ、こう思つておりますけれども、その点については、地方財政がどうなるかということも議論の対象に当然なることではありますし、いずれにせよ、この問題についてはこれから税制調査会で議論をしていただいて、そしてその答申をいただいでから対応すべきことだというふうに私は思つております。

○北橋委員 追加の景気対策をやらないのであれば、その答弁でもいたし方ないと思ひますが、現に六兆円だ、十兆円だという追加景気対策を予算成立後やろうとしているではありませんか。いろいろなところで自民党首脳も語つておられる。そこで議論になつていいるのは、公共投資がどうしても中心だという方が多い。そして外国からの要請は、個人消費に元気が出るためにはやはり減税が大事だという議論がある。そういう中で、今の大臣のお考えでは、政府税調でまた検討してもらうということなんですが、随分先の話です。

なぜこの話を持ち出したかといひますと、この法人事業税を下げるということになりますと、当然外形標準課税という、課税ベースの適正化という議論とセットになります。しかし、それは六十数%とも言われている赤字法人に対する課税にかかわつてくる、非常に難しい問題なんです。といふことは、この難しい問題をクリアするためには相当の時間がかかる、それまでは法人課税というのは下げられないのか、今回の三%下げるだけで終わりののかということになつてしまひます。私は、努力の余地があるのではないですか、例えば投資減税とか政策減税の形で法人税を下げる、そういう道もあるのではないか、そういう答弁を期待しておつたのですけれども、大臣、どうなのですか。

○松永国務大臣 景気対策とかかわりで、我が党の方でいろいろな意見が聞かれていいるということ、それは私の耳にも入つてきておりますが、今、私は、平成十年度の予算の速やかなる成立をお願いしている立場でありますので、現段階においては、私の口からは景気対策云々ということをお断りさせていただきます。ただひたすら、平成十年度の予算とそれに関連する今御審議を願つていいるような税制改正その他、これを平成九年度の補正予算と切れ目なく実行できるように早く成立させていただくことをお願いするというのが私の立場でございますので、御了承賜りたいと思ひます。

○北橋委員 それだったら、今回の法人税を引き下げてでもなお国際的に見て高いと総理が言われたのですけれども、大蔵大臣も共通の認識を言われたじゃありませんか。なお高いとおつしやつていいるのだったら、方向性ぐらい示すべきですよ。既に検討されていると思うのです。そして、自民党首脳もほとんど発言しているわけですから、そういった形で国会を軽んずるような答弁が出たことは本当に残念であります。

さて、前回質問いたしましたときに、有価証券取引税は二年後に廃止をする、とりあえず半減だ

という話がありました。そのときに、政府税調の中でそれまでにどうしても解決をせねばならぬ問題がある、それは課税の適正化という問題であります。つまり、申告分離に一本化をすべきであるということが政府税調の答申の大宗の意見として書かれていられるわけですが、これが解決しなければ、二年後ゼロにはできないわけですね。廃止はできない。そういうふうな考へていいですね。

○尾原政府委員 まさに今回の税制改正要綱におきまして、「平成十一年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止する。」こととしていいる、そのとおりでございます。

○北橋委員 政府税調の中の議論でも、なぜ今回急いでこの申告分離一本化ができたかといううと、現在の株式市場に影響が出ることを配慮していると言ひてあります。それはそうすよね。今、例えば選別分離であれば五万円ぐらいで済んでいるものが、申告分離になれば物すごく高くなるとかあるわけですから、それはなかなか個人投資家も考へてしまひますね。

本当にできるのですか。間違ひなくこの問題をクリアすると。株式市場に影響が出るのは今だけじゃありません、将来だってそうであります。間違ひなくこれをクリアして、申告分離一本化にして二年後に廃止すると明言されますね。

○尾原政府委員 今回、株式等譲渡益課税につきましては、現下の株式市場に配慮をして、現行制度のまま延長することにさせていただきます。これからでございますが、「平成十一年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止する。」ということ、文字どおりこの方針でまいりたいと思つております。

○北橋委員 要するに、現在の株式市場に不測な事態を招いてもいけないこともあつて先送りしたわけですね。

株価についてちよつとお伺ひいたしますが、大蔵大臣は、三月期末の株価がどの程度まで市況が

あれば満足されますか。

○松永国務大臣 株価はいろいろな要素によって市場において定まるものだと思っておりますが、大蔵大臣としては、株価そのものについて、こういう程度が望ましいとか期待するとかという発言は、これは控えていただきたいというふうに思います。

○北橋委員 今の政治はマーケットによって突き動かされるような時代になっております。そして、いろいろな首脳陣が口先介入という形で、三月末の株価が一定のところまでいくように必死の努力をされていると思うのです。

そこで、大臣の基本的なそういう立場というのはわからないのですが、自由民主党の政調会長は、このことについてはつきりとこれまで発言されてきております。去年の十二月十日、平成九年三月末、つまり一年前です、一万八千三百円、そこを必ずクリアしたい、これができなかった責任問題になるというところまで思ひ詰めた発言をされているのです。そして現に政調会長は、次から次へと日本の景気回復のために必要な施策というのを大胆に発言されています。その中には、私も賛同できるものも一部はございます。

一万八千三百円、責任問題になるのだ、そういうふうに出ておられますけれども、大臣、そういう自民党首脳の発言があるのですが、関知しませんか。

○松永国務大臣 株価の問題について影響を与えるような発言は、大蔵大臣としてはこれは差し控えないけれどもことごとくというふうには私は思いません。

山崎政調会長は、その意味ではやや気楽な立場かな、こう思うわけでございます。

○北橋委員 それでは別の角度から聞きますが、PKOという対策があります。既に報道がいろいろとされておりますように、政府・与党内部で、郵便貯金、簡保資金、その運用資金を使つて、PKO対策で一兆円以上の規模で検討が着詰まつてきているという趣旨は何度か報道されております。

す。この間も私は質問させていただきましたが、大臣は一言、そういう政府内の話は一切聞いていないとお答えになられたわけです。現時点でどうでしょうか。

○松永国務大臣 これも山崎政調会長及び副会長さんたちの中で真剣に議論されているということ、私の耳に入っておりますけれども、この問題は、実は郵政大臣の方で簡保事業団の認可予算の変更ということが先なのでありまして、そのことについての郵政大臣からの協議の申し入れその他はまだございません。あるのかどうかわかりませんけれども、その意味では、まだ私どもの方に正式にそのことについての相談は来ていないわけですから、山崎さんあたりが一生懸命議論をしていらっしゃるというのが現在の状況だというふうには私は理解をしております。

○北橋委員 三月七日付の毎日新聞でございすが、これによると、私どものうかがい知れない与党首脳陣の話し合いが出ています。まず、橋本首相の方から「郵貯・簡保の公的資金による直接投資も含めた株価対策を検討してもらえないか」、加藤幹事長「法的に無理なことは、総理自身がよく存じでしょう」、首相「だからこそ検討してほしい」。そして具体的に、一兆円に乘るか乗らないかの検討をしているという報道が出ています。ほかにも、朝日新聞であれ、いろいろな新聞に出ております。その報道の中で、大蔵省主計局としては慎重である、そういうコメントも報道されております。

ここで、大蔵省主計局あるいは証券局、こういった政府・与党内の話し合いがあることは事実だろうと私は思うのですけれども、検討に加わっているでしようか。郵政省だけの話ではないでしようか。

○溝口政府委員 大臣からお答え申し上げましたように、党におきましてそういう議論があり、郵政省におきましても党の動きを見ながらそういう検討を慎重にされているというところは聞いておるわけでございます。そういう状況でございます。

大臣から先ほども答弁ございましたが、簡保、郵貯の資金は、法律上郵政大臣が管理運用するものでございますから、郵政省がまずこの問題をどう考えるかということがポイントになろうかと考えております。

○北橋委員 この間の私の質問は先週だったと思ひます。政府・与党内のやりとりは聞いていないとお答えになっているのです。つまり、事務局は大蔵省、主計局も証券局もあるわけですから、当然そんな問題では私は合議があるだろうと思うのです。大臣に上げてなかったのですか。もう一兆数千億円まで具体的に話が着詰まつてきていると報道されているわけですから、つまり、大臣の全然知らないところで、事務局だけで検討しているのですか。

○溝口政府委員 具体的に党の方でそういうことで着詰めているということは聞いていないわけでございますけれども、検討はされておるわけでございます。そして、そういうことを踏まえて、私どもも話は聞いておるということでございます。

○北橋委員 いずれにいたしましても、これ以上いろいろとやってみても答えは出てこないようであります。しかし、これだけの、一兆数千億円規模だとされているのですけれども、次の景気対策に盛り込まれるだろうとみなす予測しております。私も予測しておりますけれども、こういった重要な問題について、証券局あるいは主計局というものを部下に配する大蔵大臣が的確にその情報をつかんでおられない。つまり、党の方だけでというのには極めて不自然であります。しかし、それ以上言つてもお答えは返つてきませんから、残念でありますけれども、どういふものが出てくるかを見守りたい、こう思っております。

所得税に關しまして、女性少年審議会の方から、二月二十日、建議が出ております。これは、パート労働者の税制の見直しを求める内容でございます。

御案内のとおり、働く女性はほとんど社会に進入しております。パートの形態で働いている方

の労働力なくして今の日本の経済は成り立たなくなつております。ところが、どなたに聞いても、年収が百三万円を超えますと、そこで控除の関係で場合によってはその世帯で手取りが減る場合もあるということ、百三万円の頭打ちというのは非常に悩ましい問題になっております。したがって、年収が百三万円を超えないように、勤務形態を変えたり、いろいろと苦勞をされている。つまり、この百三万の頭打ちという問題が、パートで働いている女性にとりまして大変な桎梏になっていると思ふのです。

そういったところを見直してはどうかということなわけですが、既に政府税調におきましても配偶者控除の見直しというのは前から議論になつておりますけれども、今回、審議会が建議が出ました。この問題について、今度は踏み込んで検討して、結論を速やかに出していただきたいと思ふのですが、いかがでしようか。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○尾原政府委員 近年女性の社会進出が拡大しております。まさに今の税制や社会保険制度等がパートタイムの労働に影響を及ぼしているのではないかと指摘がなされていることは承知しております。

ただ、税制面で申し上げますと、先生からお話ございましたように、昭和六十二年、六十三年の抜本改正におきまして、配偶者特別控除の創設、拡充を行ったわけでございます。つまり、配偶者控除のほかに、もう一つ消失控除になる配偶者特別控除というのを重ねることにしたわけでございます。これによりまして、それまではパートの主婦はその収入が一定額を超えますと、御夫婦で手取り収入がかえつて減少するといふ問題がございましたが、税制面からの逆転現象の問題はこれによつて解消されたというふうには私は考えているわけでございます。

なお、それでは何が残っているかということになるわけでございますけれども、例えば扶養手当、これは一定金額を興味が超しますと打ち切り

になつてしまひます。ゼロになります。あるいは、一定金額以上に奥様の収入がなつてまいりますと、みずから健康保険あるいは年金に入らなければならぬということになつております。そういうことで、税制面からの問題は解決されているのかなと思ひます。

いずれにいたしましても、この問題、実は、個人所得課税の課税単位を個人とするのか世帯とするのか、あるいは家庭におきます配偶者の貢献をどう評価するのか、さらには片働き世帯と共働き世帯との税負担の問題というところまで絡んでくる話でございまして、このような個人所得課税の基本問題として、このパートタイムに關する税制のあり方についても検討していかねばならないと思つておきまして、この問題について、強く要請しておきたいと思ひます。

○北橋委員 パートの税の問題につきましては、従前から各方面から指摘されております。したがいまして、今後検討するのは大いにやつてほしいのでございまして、もう先延ばしできないところまで来てゐるのではないかとと思ひます。したがいまして、強くその点を要請しておきたいと思ひます。けれども、今回の審議会の建議が出たのを機会に、ぜひとも関係方面の理解を得て、この問題についての大きなステップを踏み出してほしい、このように強く要請しておきたいと思つております。

一点、今回は、政府税調の今後の課題として残された納税者番号制の導入の問題について聞いておきたいと思ひます。

といひますのは、同僚委員からのこれまでの質問のお答えとして大臣がおっしゃつてゐる方向が、私には、納番制の導入について、新しい松永大臣が積極的に環境整備を図つていこうという意欲がうかがえなかつたからであります。大臣、まず、納番制につきましても、政府税調の答申で今後の検討課題になつておられますけれども、今までに比べますとかなり踏み込んだ答申になつております。つまり、いろいろ問題はあつても、着実に環境は整いつつあるというのが行間ににじ

み出ております。

そういう意味で、納税者番号制度の導入について大臣は積極的に今後対応されるお気持ちかどうか、まず確認しておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 私は、国民のこれについての認識、理解、そして支持する側がどの程度の率になつていかなければならぬ問題だろう、こう思つておるわけなんです。

税を取る側からすれば、非常に望ましいことでは、しかしながら、それとの関連で、個人は自分のプライバシーが果たして守られるのか等々の不安感を持つておると私は思ひます。したがつて、そういう人たちの理解と支持、そういったものがどの程度集まるのか、こういったことを判断しながら決断すべき問題だろう、こう思つております。

○北橋委員 大蔵大臣は税制の総責任者でございまして、世論の動向をじつと見ながら云々するのでは、前へ進みません。そうではなくて、取る側の話だといふふうにおつしやいましたけれども、それは基本的に私は誤りだと思ひます。なぜならば、納番制の導入に積極的なのは、取られる労働者、勤労国民であります。サラリーマンは所得を一〇〇％把握されております。トリーマンは所得をクロヨンと言われて、利子や所得や資産やいろいろな課税に対して自分たちは非常にインバランスである。だからきちつとしてほしい、どうしても税に対する信頼感が持てない、そういう中から、総合課税であるとか納税者番号制度を検討してはどうかという声が出てゐるわけでありまして、本来、最も納番制を望んでゐる階層というのは、私は、一〇〇％所得を把握されてゐる圧倒的多数の、数千万人のサラリーマンであるとかたく信じております。

そういう意味では、その方々に対して、政府もいよいよ本格的に検討するからということで、もつと積極的なPRをされるべきでしょう。大臣が先頭に立つてPRをすべきだ。その信念があら

たにないことは、大変残念であります。

主税局長、どうなんですか。今回の検討課題における政府税調の書き方というのは、今までと違つて、今までもよりさらに踏み込んで、外国の動向だとか、プライバシーについても、それを保護するための方策を検討するだとか、具体的にステップを踏んで着実に前進させようという意欲にあふれてゐる。大臣の答弁と全然違つてしまふ。局長、どうですか。

○尾原政府委員 納税者番号制度でございまして、これが導入されるということになりますと、国民生活に少なからぬ影響を及ぼすことは、これは間違いないことではございまして、そういう意味で、大臣から国民の理解が大切であるというふうにお話があつたかと思ひます。

また、この納税者番号制度につきましては、経済取引へどういふ影響があるか、あるいはプライバシー保護をどうするかということについても検討を進めていく必要がございまして、

なお、平成十年度の政府税制調査会では、最近の納税者番号制度をめぐる環境について眺めてまいりますと、基礎年金番号が実施されました。それからまた、住民基本台帳法の一部改正法が提出されてゐるというふうなことを考えますと、納税者番号制度をめぐる環境は新しい局面を迎えており、国民の受けとめ方を十分に把握しつつ、より具体的なかつ積極的な検討を行わなければならない時期に来てゐる、こういうふうなことをいふわけではございまして、納税者番号制度についてこのような方向で鋭意検討を進めてまいりたい、こういうふうな考えでゐるわけではございまして、ただ、この制度が国民生活へ少なからぬ影響を及ぼすこともまた事実でございまして、

○北橋委員 あえて大臣の再答弁を求めませんけれども、私は、数千万人の所得を一〇〇％把握されてゐる人たちがなぜ今日の税制に信頼感が持てないのか、その中から総合課税なり納番制の議論が起つてきてゐる、税を取られてゐる方々の気持ち、それがあつたと思ふのです。したがいまして、

思い切つてその前進に向けてPRを大臣みずからぜひともやつていただきたい、そのことを強く要請しておきます。

最後の質問は、減税問題です。

先般、ルービン長官と松永大臣はG7でもお会いになつてゐると思ひます。具体的にいろいろ話があつて、国会で話せることと話せないことがあるでしょう。しかして、ルービンさんを初めとしてアメリカが言つてゐるのは、大型の減税を要求してゐることは間違ひなく事実だと思ふのです。

私どもの承知してゐる限り、あの二兆円の特別減税は、突然総理大臣の決断によつて発表された。場合によつては、近々、予算成立したあたり、総理大臣がもう一回二兆円特別減税の追加を発表されるのじやないですか。私は、ここまでアメリカ政府から強く減税に対する要求が来ている中で、政府の方もそのように動き出すのではないかとと思ひますが、一度あることは二度あるといひます。全く知らないところで総理がお考えになることもありませんが、そんな予感されませんか。

○松永国務大臣 G7での私とルービン長官との会談の中で、税の問題を持ち出したのは私なんです。二兆円の特別減税のことを詳細に説明したので、ルービンさんの方からは税のことについては私には話はありませんでした。

新聞等の報道で、ルービン長官が大型の減税を云々といふことは承知しておりますけれども、基本的に言つて、アメリカの長官がこう言つた、だからこう言つたという外国の人の話をそのまま受け取るようなことであつてはいかぬと私は思つてゐます。それは一つの意見として受けとめて、日本の置かれてゐる現状からいつてどういふ施策が望ましいのか、独自の考え方で政策は決められるべきものだ、私はそう思つてゐます。

○北橋委員 それではお伺ひしますが、自民党の首脳陣が、この間、景気対策として公共事業は効果があるからぜひやりたい、しかし所得税減税と

いうのは、消費性向が落ちていくこともあって、これに余り踏み込まない発言が目立っているのです。大臣もやはりそういうお考えでしょうか。

○松永国務大臣 景気対策とかかわりでの公共投資の追加とかあるいは減税とかということは、私の立場は、今御審議をお願いしておる平成十年度の予算、そしてきょうも御審議を願った税法その他のこういった関連法案の速やかな成立をお願いをして、そして九年度補正予算と切れ目なく十年度の予算と関連法案が実行に移せるようにお願い申し上げたいというのが私の立場でございますから、それを離れて今の段階でいろいろ申し上げますことはひとつお許し願いたい、こう思うのです。

○北橋委員 大蔵省の事務当局に聞きますが、大蔵省の当局には世界各国の大使館からいろいろな公電が入ってくると思います。世界じゅうの情報が大蔵省に集まっていると思います。

私も予算で質問しましたが、サマーズ・斎藤会談を初め、この一連の半年間の間に、アメリカ政府側は相当な内需の振興を迫ってきているのではないかと、私はそのような感じしております。その中で、公共事業ではなくて減税が主体であるべきだということをはっきり言っているのは私は思うのですけれども、事務当局はそのことを全部知っていらつしやると思うのです。

例えば我々には、国会で要求したけれども、額賀副長官とアメリカの幹部との話し合いというのは出してもらえなかった。内容は皆さん御存じでしょう、事務当局はアメリカ政府の意図を、別に従う必要はありません、日本政府が主体的にやればいいのでありますが、しかし正確に把握していくことが大事だと思うのです。

多くのマスコミは、アメリカ側は減税中心に言っていると。しかし、参議院選が前に近づいてきたというせい、何でも日本政府側、与党首脳は公共事業ばかり言っている。何か日米の政府間に物すごく乖離がある。私は、そういうことを放

置しておくことは不幸なことだと思うのです。

大蔵省の当局、これまでの一連の半年間で結構です。昔のことは言いませんが、まさに日本に減税の断行を迫ってきているのではありませんか。そのシグナルを送り続けてきているのではないですか。事務局からお伺いいたします。

○溝口政府委員 情報はいろいろな情報があると思います。公開された議会で証言とか、あるいは記者会見でございますとか、あるいは大臣のG7での議論とか、あるいは個別の会談とか、いろいろあると思うのでございますけれども、私がまずそういう情報に接している限りで、具体的にこういうことだというのは私自身は今記憶には余りないわけでございます。

○北橋委員 時間が参りました。

こういう国会の質疑というの、いろいろな大使館も皆知り得るわけでございまして、果たしてそういう当局の御発言をどのように受けとめているか、私は大変心配に思いますが、また次回のこときに質問させていただきます。ありがとうございます。

○村上委員長 次回は、明十八日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時六分散会

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成十一年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)

第三条 政府は、平成十年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第七十九条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から七千億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、

〇七二〇・八〇

その他の野菜

一 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

別表第七二一・九〇号中

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

別表第一一類の注2(B)の表中「三二五ミクロン」を「三二五マイクロメートル(ミクロン)」に、「五〇〇ミクロン」を「五〇〇マイクロメートル(ミクロン)」に改める。

予算の定めるところにより、七千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

理由

平成十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定める必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律
(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第四条の五中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

別表第七二一・八〇号を次のように改める。

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

別表第一七〇一・一〇一及第一七〇一・二〇一を「二五円」を「二〇円」に、「三三円」を「二八円五〇銭」に改める。

別表第一七〇一・九〇九号中「三三円」を「二八円五〇銭」に改める。

別表第二九〇二・九〇九号を次のように改める。

無税

別表第二九〇二・九〇一 其他のもの

別表第二九〇七・二〇一 中「四・六%」を「無税」に改める。

別表第二九〇七・二〇三 中「四・六%」を「三・一%」に改める。

別表第二九〇四・二〇一 中「四・六%」を「三・九%」に改める。

別表第二九二二・四〇一 中「六・六%」を「五・四%」に改める。

別表第四八類の注3中「二・五マイクロメートル」を「二・五マイクロメートル」に改める。

別表第七九類の注1(ロ)中「六三ミクロン」を「六三マイクロメートル(ミクロン)」に改める。

別表第八二二・九二一 中「二 其他のもの

四・一%」を

二 其他のもの

(一) ガリウム、ハフニウム、ニオブ及びレニウム

無税

(二) 其他のもの

別表第九二二・一〇一 中及び第九二二・二〇一 中を次のように改める。

九二二・一〇一 貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの

無税

九二二・二〇一 卑金属製のもの(金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない)

無税

別表第九二二・三・九〇号中「三・四%」を「無税」に改める。

無税

別表の付表第一号を次のように改める。

一 アルコール飲料			
(1) ウイスキー及びブランデー	一リットルにつき八〇〇円	第二二〇八・二〇一、第二二〇八・三〇一又は第二二〇八・九〇一の(一)	
(2) ラム若しくはタフィア、ジン若しくはジュネヴァ、ウォッカ又はリキニール若しくはコーディアル	一リットルにつき五〇〇円	第二二〇八・四〇一、第二二〇八・五〇一、第二二〇八・六〇一又は第二二〇八・七〇一	
(3) 其他のもの	一リットルにつき三〇〇円	第二二〇八・九〇一の(二)	
A 蒸留酒	一リットルにつき三〇〇円		
B 其他のもの	一リットルにつき二〇〇円	第二二〇六・九〇一の(二)の(ロ)の(ロ)、第二二〇三・〇〇一、	

〇円	
第三二〇四・一〇一、第三二〇四・二〇一、第三二〇五・一〇一、第三二〇五・九〇一の(一)、第三二〇六・〇〇一の(一)又は第三二〇八・九〇一の(一)若しくは(二)	

別表の付表第一号中「三〇円」を「二〇円」に、「四〇円」を「二〇円」に改める。

(関税法の一部改正)

第二條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八条」を「第百八条の三」に改める。

第四條 第二号中「第五十六條第一項」を「保税工場又は総合保税地域における第五十六條第一項」に改め、「で、第六十條第一項(原料課税)(第六十一條の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の税関長の承認を受けたもの」を削り、「掲げるもの」の下に「並びに政令で定めるもの」を加え、「第六十條第一項に規定する」を「当該貨物の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる貨物を輸入する場合における関税の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第五條 第一号中「前条第三号及び第三号の三から」を「前条第一項第三号及び第三号の三から」に、「(前条第三号)を「(同項第三号)」に、「同条第二号」を「同項第二号)」に、「同条第四号」を「同項第四号)」に、「同条第一号」を「同項第一号)」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第一項第四号)」に改める。

第四十七條 第一項第二号を次のように改める。

二 許可を受けた者が死亡した場合で、第四十八條の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたときは又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第四十七條 第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 許可を受けた者が解散したとき。

第四十八條の次に次の一条を加える。

(許可の承継)

第四十八條の二 保税蔵置場の許可を受けた者について相続があつたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により保税蔵置場の許可に基づく地位を承継した者(次項において「承継人」という。)は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができる。

3 税関長は、承継人について第四十三條各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。

4 保税蔵置場の許可を受けた者について合併があつた場合において、政令で定めるところにより

あらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人（次項において「合併後の法人」という。）は、第四十七条第一項第三号（許可の失効）の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人の当該許可に基づく地位を承継することができる。

5 税関長は、合併後の法人について第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合に、前項の承認をしないことができる。

6 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。第五十八條ただし書中「第六十条第一項（原料課税）の規定により承認を受けた場合その他」を削る。

第五十八條の二中「第六十条第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものに限る。」を削る。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十一条第三項を次のように改める。

3 税関長は、第一項の許可を受けて保税工場から出される外国貨物について、当該貨物が出される際、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

第六十二条及び第六十二条の七中「第四十八條まで」を「第四十八條の二まで」に改め、「許可の取消し等」の下に「許可の承継」を加える。

第六十二条の十五中「第五十八條の二から第六十一条まで（納税申告の特例・内国貨物の使用等・原料課税・保税工場外における保税作業）」を「第四十八條の二第四項から第六項まで（許可の承継・第五十八條の二（納税申告の特例）、第五十九条（内国貨物の使用等）、第六十一条（保税工場外における保税作業）」に、「第四十七條第一項第二号中「死亡し、又は解散した」とあるのは「解散した」とを「第四十七條第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」とに改め、「同じ。」との下に「第四十八條の二第四項中「第四十七條第一項第三号」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）」において準用する第六十条第一項」と、第六十条第一項中「保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。以下この項において同じ。）を行う者」と、第六十二条（保税工場）において準用する第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と及び「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する前条第一項」とを削る。

第七十三條第三項中「第三十三條（執務時間外の貨物の出入れ又は取扱い）、第四十条（指定保税地域における貨物の取扱い）（第四十九条（保税蔵置場）において準用する場合を含む。）」を削る。

第七十五條の見出し中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同条中「積みもどし」を「積戻し」に改め、「輸出又は輸入の許可」の下に「輸出申告又は輸入申告の時期」を加える。

第七十六條第一項中「輸出又は輸入の許可」の下に「輸出申告又は輸入申告の時期」を加え、第一類第五号 大蔵委員會議録第十四号 平成十年三月十七日

「関税」を「関税等」に、「引取」を「引取り」に改める。

第九章中第八條の次に次の二條を加える。

（情報提供）

第八條の二 大蔵大臣は、この法律、関税率法その他の関税に関する法律（以下この条及び次条において「関税法令」という。）に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条及び次条において「外国税関当局」という。）に対し、その職務（関税法令に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国税関当局が、我が国の税関当局に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。

二 当該外国において、前項の規定により提供される情報のうち秘密として提供されるものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国税関当局において、前項の規定により提供される情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

3 第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

（立会）

第八條の三 大蔵大臣は、関税法令に基づき税関職員が行う質問に際し、外国税関当局から、その職務の遂行に資するために必要であるとして、当該外国税関当局の職員の立会いの要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当であると認めるときは、これを認めることができる。ただし、当該立会いを認めることが関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は第八十五條（税関職員の権限）（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定に基づく質問に際して質問の対象となる者の同意がない場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する立会いを認めるに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国税関当局において、前項に規定する立会いに相当する立会いを我が国の税関当局に認めることができること。

二 前項に規定する立会いにより得る情報（既に公開されている情報を除く。）について、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

第八十五條第二号中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 別表第一の五に掲げる物品で平成十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税率

は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。
第二条第六項を削る。

第六条第一項及び第七条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八条第二項中「次条」を「次条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第八条の二第二項第二号中「別表第一に掲げる物品（別表第一の五に掲げるものを除く）、別表第一の二に掲げる物品又は別表第一の五」を「別表第一又は別表第一の二」に改める。

第十条の二の次に次の二条を加える。

（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）

第十条の三 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二十五条第二項（総合保税地域の許可）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項（保税蔵置場の許可）の規定により許可を受けた保税工場における保税作業（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）による製品である外国貨物が平成十四年三月三十一日までに輸入される場合において、関税法第七條第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四條第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し）

第十条の四 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者（以下この条において「承認小売業者」という。）から輸入された物品（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十五条第一項（旅客の携帯品に係る関税等の払戻し）に規定する指定物品その他の政令で定める物品を除く。）を購入した場合（沖縄振興開発特別措置法第十八条の八（輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し）に規定する施設において購入した場合に限る。）において、平成十四年三月三十一日までに当該旅客が当該物品を携帯して当該出域をしたときは、当該承認小売業者に対し、当該物品（政令で定める金額の範囲内のものに限る。）について納付された関税（関税法第九条の二第二項又は第二項（納期限の延長）の規定により納期限が延長されている場合において、その関税が納付されていないときは、納付すべき関税）に相当する金額（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税に相当する金額を除く。）を払い戻すものとする。

2 税関長は、承認小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 第一項に規定する購入の方法、関税の払戻しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一第四〇一・一〇号中「二八、三六〇トン」を「二三〇、二二〇トン」に改める。

別表第一第二二・〇六項を次のように改める。

二二・〇六
二二〇六・〇〇

その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

二 その他のもの

B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(1) 平成十一年三月三十一日までに輸入されるもの

の

(2) 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(3) 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

(4) 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までに輸入されるもの

七・五%	（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
五・七%	（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
三・八%	（その率が一リットルにつき六円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）

別表第二第〇八一・九〇号中

(一) ババイヤ、ボボ、アボカドー、
グアバ、ドリアン、ピリンビ、
チャンベダ、ナンカ、パンの実、
ランブータン、ジャンボ、レン
プ、サボテ、チェリモア、サン
トル、シユガーアップル、マン
ゴ、カスターアップル、パッ
ションフルーツ、ランソム、マ
ンゴスチン、サワーサップ及び
レイシ

三・六%

に改める。

(二) ババイヤ、ボボ、アボカドー、
グアバ、ドリアン、ピリンビ、
チャンベダ、ナンカ、パンの実、
ランブータン、ジャンボ、レン
プ、サボテ、チェリモア、サン
トル、シユガーアップル、マン
ゴ、カスターアップル、パッ
ションフルーツ、ランソム、マ
ンゴスチン、サワーサップ及び
レイシ

三・六%
三・六%

別表第二第二〇八・九九号中

(一) その他のもの
A バルブ状のもの
(b) その他のものうち
カムカム
B その他のもの
(b) バナナ、アボカドー、マ
ンゴ、グアバ及びマン
ゴスチンのうち
気密容器入りのもの
その他のものうち
カムカム

九・六%

を

別表第二第二〇八・五〇号中「リットルにつき六・四六〇銭」を「六・六%（その率がリットルにつき二八四八八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）」に改める。
別表第二第二〇八・六〇号中「リットルにつき二五二〇銭」を「六%」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中間税率表別表の付表第一号の改正規定 平成十年五月一日
二 第三条中間税率表別表第十條の二の次に二条を加える改正規定 沖繩振興開発特別措置法の第一部を改正する法律（平成十年法律第 号）中沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第十八條の二を同法第十八條の七とし、同條の次に一条を加える改正規定（同法第十八條の二を同法第十八條の七とする部分を除く。）及び同法第二十五條の二の次に一条を加える改正規定の施行の日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第四十七條及び第四十八條の二（これらの規定を同法第六十二條、第六十二條の七及び第六十二條の十五において準用する場合を含む。）の規定は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る相続又は合併がこの法律の施行の日以後にある場合について適用し、当該許可を受けた者に係る相続又は合併が同日以前にあった場合については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税法（以下「旧関税法」という。）第六十二條において準用する旧関税法第四十三條の三第一項又は旧関税法第六十二條の十の規定による税関長の承認を受けた貨物（この法律の施行の際現に旧関税法第六十條第一項（旧関税法第六十二條の十五において準用する場合を含む。）の規定による税関長の承認を受けているものを除く。）を原料として製造された外国貨物で、この法律の施行後に輸入されるものに関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第六十條第一項（原料課税）（同法第六十二條の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）を「第六十二條（保税工場）において準用する同法第四十三條の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）若しくは同法第六十二條の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」に改め、「課税物品」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加える。
第四条第二項中「第四条第四号又は第七号（課税物件の確定）」を「第四条第一項第四号又は第七号（課税物件の確定の時期）」に改める。

第十五條第一項ただし書中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。
第十六條第五項第一号中「で関税法第六十條第一項（原料課税）（同法第六十二條の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の税関長の承認を受けたもの」を「（政令で定めるもの

を除く。」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧関税法第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の第三項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物(この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項(旧関税法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定による税関長の承認を受けているものを除く。)を原料又は材料の全部又は一部として製造された製品については、適用しない。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、金屬製時計バンド、粗糖等の関税率の引下げ等を行うとともに、平成十年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長を行うほか、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ沖縄の振興開発を図る見地から自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため関税率法及び関税暫定措置法について、税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月二日印刷

平成十年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局